

第2期石岡市障がい者基本計画 及び第3期石岡市障がい福祉計画

～誰もが安心して暮らせる石岡をめざして～

平成24年3月



はじめに

本市では、誰もが安心して暮らせる石岡をめざして、平成19年3月に「石岡市障害者基本計画・障害福祉計画」を、平成21年3月には「第2期石岡市障害福祉計画」を策定し、ノーマライゼーションの基本理念のもと、保健・医療・福祉の充実や生活環境の整備、社会参加と自立の促進などを総合的・計画的に進めてまいりました。

今回、両計画を見直し、「第2期石岡市障がい者基本計画」（平成24年度～28年度）及び「第3期石岡市障がい福祉計画」（平成24年度～26年度）を策定いたしました。

「第2期石岡市障がい者基本計画」は、障害者基本法第12条第3項に基づく、石岡市における障がい福祉施策の基本的な計画であり、「第3期石岡市障がい福祉計画」は、障害者自立支援法第88条に基づく本市の障がい福祉計画として、障がい福祉サービス、相談支援などについて示すものです。

今後も、障がいのある方をとりまく環境に十分配慮しながら、この計画目標と共生社会の実現に向けまして、障がいのある方もない方も、誰もが住みなれた地域で安心していきいきと暮らしていける元気な石岡をめざし、各種施策に取り組み、より一層の障がい者福祉の向上を目指してまいります。

最後に、本計画の策定にあたりまして、ご尽力を賜りました石岡市障害者基本計画及び障害福祉計画策定委員会の方々をはじめ、地域や各種団体、関係機関、関係者の皆様方に心から感謝申し上げます。

平成24年3月

石岡市長 久保田 健一郎

目次

I	計画策定にあたって	3
I - 1.	障がい者施策の動向	3
I - 2.	計画の位置づけ	4
I - 3.	計画の期間	4
I - 4.	計画策定への取り組み	5
4.1	策定委員会の開催	5
4.2	障がい者アンケート調査の実施	5
4.3	地域活動団体などへのヒアリング調査の実施	5
4.4	ワーキングチーム会議の開催	5
II	障がい者を取りまく現状と課題	9
II - 1.	石岡市の状況	9
1.1	石岡市の人口構成と推移	9
1.2	障がい者の現状	10
1.2.1	障がい者数	10
1.2.2	生活の場所	10
1.2.3	種類別・等級別身体障がい者数	10
1.2.4	知的障がい者の障がい程度別状況	11
1.2.5	精神障がい者の等級別状況	11
1.2.6	難病患者の現状	12
1.2.7	小児慢性特定疾患医療受給者証交付者数の現状	12
1.2.8	調査による状況とニーズの把握	13
III	基本方針	25
III - 1.	基本方針	25
III - 2.	施策の体系	26
IV	障がいのある方のための保健・医療・福祉の充実	31
IV - 1.	保健・医療サービスの充実	31
1.1	母子保健	31
1.1.1	健康診査	31
1.1.2	訪問指導	32
1.1.3	健康教育（妊婦）	33
1.1.4	健康教育（乳幼児）	33
1.1.5	健康教育（思春期）	36
1.1.6	健康相談	36
1.2	成人保健	37
1.2.1	健康手帳	37
1.2.2	健康教育	37
1.2.3	健康相談	38
1.2.4	健康診査・特定健康診査・がん検診	38

1.2.5	訪問指導	39
1.3	精神保健	40
1.3.1	精神障がいについての正しい知識の普及（健康教育）	40
1.3.2	訪問支援	40
1.3.3	心の健康相談	41
1.3.4	社会復帰支援事業（デイケア）	41
1.4	機能訓練事業	42
1.4.1	機能訓練	42
1.4.2	訪問リハビリ	43
IV - 2.	障がい者手帳・手当	44
2.1	障がい者手帳	44
2.1.1	身体障害者手帳の交付	44
2.1.2	療育手帳の交付	45
2.1.3	精神障害者保健福祉手帳の交付	45
2.2	障がい者手当	46
2.2.1	特別障害者手当などの制度	46
2.2.2	特別児童扶養手当制度	47
2.2.3	心身障害者扶養共済制度	47
IV - 3.	医療費の助成	48
3.1	自立支援医療費給付事業	48
3.2	医療福祉費支給制度	48
3.3	特定疾患治療研究事業	49
3.4	難病患者福祉見舞金制度	49
3.5	小児慢性特定疾患治療研究事業	50
IV - 4.	在宅生活支援の充実	51
4.1	居宅介護など（自立支援給付）	51
4.2	在宅福祉（有償）サービス	52
4.3	訪問入浴サービス（地域生活支援事業）	52
4.4	短期入所事業（自立支援給付）	53
4.5	日中一時支援事業（地域生活支援事業）	53
4.6	移動支援事業（地域生活支援事業）	54
4.7	コミュニケーション支援事業（地域生活支援事業）	54
4.8	補装具費の支給（自立支援給付）	55
4.9	日常生活用具給付等事業（地域生活支援事業）	55
4.10	訪問配食サービス	56
IV - 5.	日中活動の場の充実	57
5.1	生活介護（自立支援給付）	57
5.2	自立訓練（自立支援給付）	57
5.3	療養介護（自立支援給付）	58
5.4	児童デイサービス（自立支援給付）	59
5.5	地域活動支援センター（地域生活支援事業）	59
IV - 6.	生活の場の確保	61
6.1	共同生活援助・共同生活介護（自立支援給付）	61

6.2 施設入所支援（自立支援給付）	62
IV - 7. 各種相談体制	63
7.1 障害者相談員	63
7.2 民生委員児童委員	63
7.3 子育て支援センター	63
7.4 相談支援（自立支援給付・地域生活支援事業）	64
7.4.1 指定相談支援事業（自立支援給付）	64
7.4.2 障害者相談支援事業（地域生活支援事業）	65
IV - 8. 地域で支え合う体制づくり	66
8.1 社会福祉協議会の活動の推進	66
8.2 権利擁護などの利用と周知	66
8.2.1 日常生活自立支援事業（社会福祉協議会実施事業）	66
8.2.2 成年後見人制度	67
8.3 地域ケアシステム推進事業（社会福祉協議会実施事業）	68
8.3.1 在宅ケアチーム	68
V 障がいのある方とともに安心して生活できる環境の構築	71
V - 1. 情報提供	71
1.1 広報紙による情報提供	71
1.1.1 点字広報（市報）	71
1.1.2 声の広報（市報）	71
V - 2. 防犯・防災体制の確立	72
2.1 防犯・防災体制	72
2.2 緊急通報システム貸与事業	72
V - 3. 住環境の整備	74
3.1 住環境の整備	74
3.1.1 市営住宅	74
3.2 住宅整備	75
3.2.1 障害者住宅整備資金貸付事業	75
V - 4. 移動手段の確保	76
4.1 石岡市乗合いタクシー運行事業	76
4.2 在宅福祉（有償）サービス	76
4.3 重度心身障害者福祉タクシー利用料金助成	76
4.4 自動車運転免許取得費助成（地域生活支援事業）	77
4.5 自動車改造費助成（地域生活支援事業）	78
V - 5. バリアフリーのまちづくり	79
5.1 公共施設のバリアフリー化	79
5.1.1 市庁舎のバリアフリー化	79
5.1.2 道路・公共交通機関のバリアフリー化	79
5.2 公園の整備	80
5.2.1 都市公園の整備	80
5.2.2 運動公園の整備	80
5.2.3 史跡公園の整備	80

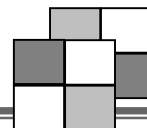
5.2.4 観光施設の整備	81
VI 障がいのある方の社会参加と自立の促進	85
VI- 1. 福祉教育の推進	85
1.1 福祉教育推進校	85
1.2 小・中学生と障がい者(児)との交流	85
VI- 2. 障がい者団体への支援	86
2.1 身体及び知的障がい者関係団体への支援	86
VI- 3. 教育の充実	86
3.1 保育所・幼稚園での障がい児の受け入れ	86
3.1.1 保育所における障がい児保育	86
3.1.2 幼稚園における障がい児の受け入れ	87
3.1.3 放課後児童クラブにおける障がい児保育	87
3.2 就学のための支援	87
3.2.1 就学相談及び情報提供	87
3.2.2 ひまわり教室	88
3.2.3 特別支援教育就学奨励費補助金	88
3.2.4 就学时健康診断	88
3.2.5 障害児就学指導委員会	89
3.3 障がい児教育	89
3.3.1 小・中学校における特別支援教育	89
3.3.2 特別支援学校での教育(県実施事業)	90
VI- 4. 就労の促進	91
4.1 雇用促進	91
4.1.1 石岡市における障がい者の雇用	91
4.1.2 求人・求職者情報の提供	91
4.1.3 職業相談・職業指導の充実	92
4.2 就労移行支援事業	92
4.3 就労継続支援事業	93
4.4 更生訓練費・施設入所者就職支度金の給付(地域生活支援事業)	94
4.4.1 更生訓練費給付事業	94
4.4.2 施設入所者就職支度金給付事業	94
4.5 職親制度	95
4.6 公共職業安定所による支援	95
4.6.1 トライアル雇用制度	95
4.6.2 ジョブコーチ制度	95
4.6.3 特定求職者雇用開発助成金制度をはじめとした各種助成金制度	96
4.6.4 石岡地区障害者雇用連絡会議	96
4.7 障がい者製作製品の展示即売所の開設	96
VI- 5. 生涯学習と生涯スポーツの推進	97
5.1 障がいのある方に優しい図書整備	97
5.2 石岡市障がい者スポーツ大会(地域生活支援事業)	97
5.3 ニュースポーツの普及	97

5.4 障がいのある方に配慮した体育施設の整備	98
VI- 6. 障がい者の自立	99
6.1 自立支援協議会の活用	99
VII 市民の障がい者支援への参加促進	103
VII- 1. 障がいへの理解の促進	103
1.1 啓発活動	103
1.2 障がい者の文化・芸術作品の展示	103
1.3 精神障がいについての正しい知識の普及	103
VII- 2. 市民の主体的な福祉活動の推進	104
2.1 市民ボランティア講座の強化	104
VII- 3. ボランティアの活動推進	105
3.1 ボランティアセンター	105
3.2 ボランティア団体への活動支援	105
3.3 石岡市ボランティア連絡協議会	105
VII- 4. 人的資源の活性化と協働活動	106
4.1 市民ボランティア活動の強化	106
4.2 協働活動の推進	106
障がい福祉計画にかかる目標数値及びサービス見込み量	107
VIII 資料編	115
1. 計画策定の経緯	115
2. 石岡市障害者基本計画及び障害福祉計画策定委員会要綱	116
3. 石岡市障害者基本計画及び障害福祉計画策定委員会名簿	117
4. 用語解説(50音順)	118

「障害」を「障がい」とひらがな表記することについて

石岡市は、障がいのある方の思いを大切にし、市民の障がいに対する理解を深めていただくため、この計画書では、法令の名称や団体・施設などの固有名詞を除き、否定的なイメージがある「害」の漢字をできるだけ用いないで、ひらがなで表記しています。

I 計画策定にあたって



I 計画策定にあたって

I - 1. 障がい者施策の動向

近年、少子高齢化の進行に伴い障がいのある方についても高齢化の傾向にあります。加えて、現代社会におけるストレスなどを要因とした障がいの増加や重度化・重複化の傾向がみられ、障がいの状況に応じた施策の充実が急務となっています。また、精神障がい者の増加、核家族化の進展による家庭での介助・支援機能の低下など、障がいのある方を取り巻く環境が変化しており、障がい福祉施策における対応が迫られています。

わが国の障がい者施策は、国連による「国連・障害者の10年」（昭和58年～平成4年）を受け、「ノーマライゼーション」の考え方が一般化されるようになり、これに伴いわが国の法制度も改正され、平成5年12月には「心身障害者対策基本法」が「障害者基本法」となり施行され、平成7年には新しく長期計画「障害者プラン-ノーマライゼーション7か年戦略」が策定されました。

茨城県も国に準じて平成6年3月に「障害者福祉に関する新長期行動計画」を策定し、平成9年3月には長期計画に基づいた実施計画である「茨城県障害者プラン」を策定し、実行してきました。

平成14年度は両計画ともその計画期間を終えることになりました。そして、その間、国連や先進諸国の障がい者に対する考え方や社会での在り方についての考え方が「ノーマライゼーション」から「インクルージョン」へと変わり、それに伴いわが国の障がい者施策の基本的な考え方も“施設から地域へ”と大きく方向転換することになりました。

すなわち、障がい者のために障がい者施設を作り、そこで障がい者だけで生活をしてもらうというのではなく、施設を出て地域にもどり、そこで健常者と共に生活するのが望ましいという考え方に発展し、施策もその方向へと大きく転換することになりました。

こうして国は平成14年12月に「新障害者基本計画」（平成15年度～24年度）と、それに基づいた前半5年間の「新障害者プラン」（平成15年度～19年度）を策定し、平成15年4月から実施しています。

その後、国では平成16年度に障がい者への総合的な施策を法的に定めた「障害者基本法」が改正され、国や地方公共団体の責務として「権利の擁護」「差別の防止」「障害者の自立及び社会参加の支援」などが明記されるとともに、市町村障害者計画の策定が義務化されたほか、障がい者の雇用対策として「障害者の雇用の促進等に関する法律」、発達障がい者支援施策として「発達障害者支援法」が施行されています。

一方、福祉サービスにおいては、平成15年度より開始された支援費制度が導入され、障がいのある方自らが契約により福祉サービスを利用する制度として利用拡大が図られましたが、地域によるサービス水準の格差が大きいことや、福祉サービスの整備が遅れている精神障がい者が制度の対象となっていないなどの問題点を抱えるほか、「地域生活移行」や「就労支援」といった新たな課題への対応が求められました。

平成17年10月、障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援するための法律として、「障害者自立支援法」が成立しました。障害者自立支援法では年齢や障がい種別という区分を無くし、障がい者のニーズや状態に応じたサービス利用ができるよう事業体系を再編するなど、「障がい者の自立支援」という観点から障がい者福祉施策が見直されています。

これにより、「施設から地域へ」という方向性が一層鮮明に打ち出されるとともに、市町村に障がい福祉サービスなどの見込み量及び提供体制の確保策を示す「障害福祉計画」の策定が義務付けられました。

さらに、国では、平成19年9月に国連の「障害者の権利に関する条約」に署名し、いくつかの自治体では、障がいのある方への差別禁止条例を制定するなど、「障がい」への社会の意識が変化しています。

また、平成19年4月施行の「学校教育法の一部を改正する法律」においては、特別支援学校制度の創設や小・中学校などでの特別支援教育の推進が規定されるなど、障がいの特性に応じた適切な支援が行われるよう、様々な法整備が行われています。

I - 2. 計画の位置づけ

当市においては、障害者基本法第9条第3項に基づく市町村障害者計画として「石岡市障害者基本計画」を、障害者自立支援法第88条に基づく市町村障害者福祉計画として、障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保について示す「石岡市障害福祉計画」を平成19年3月に策定しました。

平成21年3月には、「第2期石岡市障害福祉計画」を策定しています。

今回、両計画を見直し、「第2期石岡市障がい者基本計画」及び「第3期石岡市障がい福祉計画」を策定しました。

「第2期石岡市障がい者基本計画」は、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」との理念により、障害者基本法第12条第3項に基づく、石岡市における障がい福祉施策の基本的な計画となるものです。

「第3期石岡市障がい福祉計画」は、障害者自立支援法第88条に基づく市町村障がい福祉計画として、障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保について示すものです。

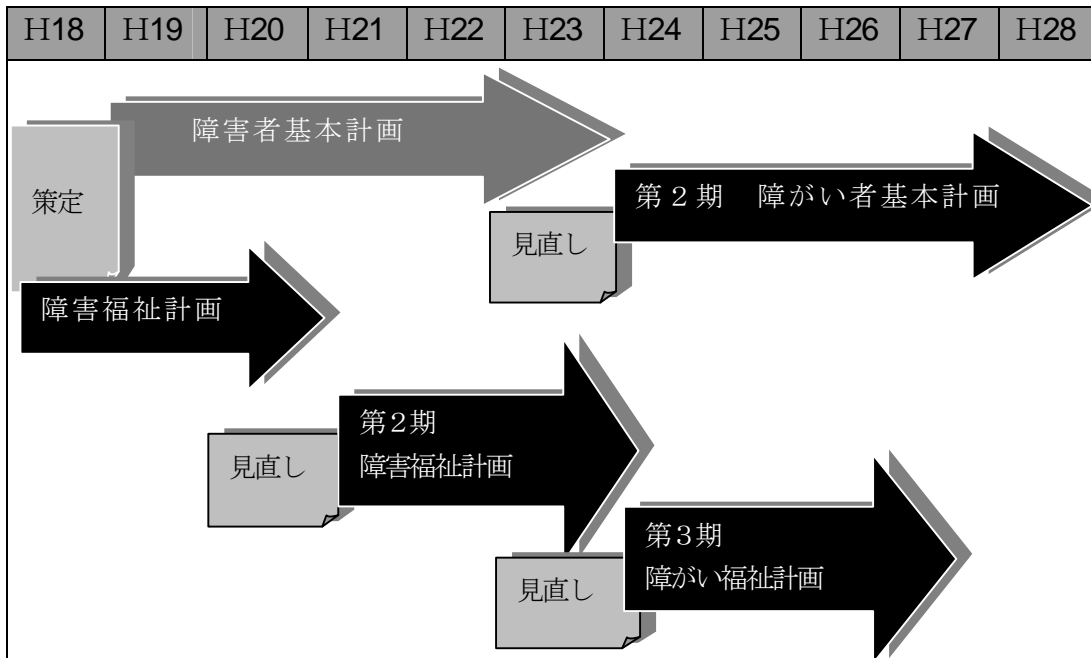
この2つの計画を一体的に策定しました。

I - 3. 計画の期間

本計画は、平成24年度から28年度までの5年間で計画期間として策定しました。

ただし、障がい福祉計画部分については、平成26年度を目標において、平成24年度から平成26年度までの3年間で第1期として策定しました。

なお、障がい者に関する法令の改正があった場合などには、計画期間中に計画を見直す可能性があります。



I - 4. 計画策定への取り組み

本計画の策定にあたっては、第1期石岡市障害者基本計画及び第2期石岡市障害福祉計画を見直すとともに、障がい者の現状や意向、関係機関及び関係者との十分な協議などを踏まえて、幅広い意見交換を行い、計画に反映するよう努めました。

4.1 策定委員会の開催

本計画策定にあたり、団体関係者、施設関係者、保健医療福祉関係者、有識者、行政職員などを委員とする「石岡市障害者基本計画及び障害福祉計画策定委員会」を設置し、平成23年11月から平成24年2月まで全3回開催しました。

4.2 障がい者アンケート調査の実施

本計画策定にあたり、石岡市に居住する障がいのある方を対象に、石岡市の障がい者施策全般に対する意見・要望、普段の生活状態などを調べて、本計画の基礎資料とするためのアンケート調査を行い、障がいのある方の視点で課題及び問題点を抽出しました。

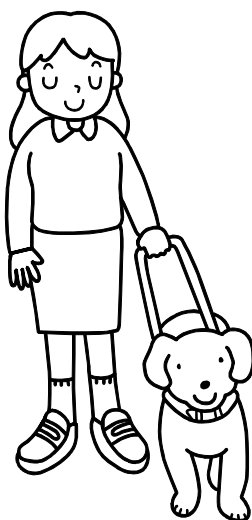
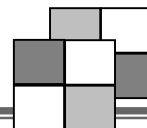
4.3 地域活動団体などへのヒアリング調査の実施

地域で福祉活動を実践している団体・グループ・施設関係者及び障がい者団体にご協力をいただき、各々の活動状況や意向を把握するためのヒアリング調査を実施し、障がい者に直接関わる団体の方の視点でご意見をいただき、本計画策定のために参考としました。

4.4 ワーキングチーム会議の開催

本計画策定にあたり、庁内関係各課及び庁外関係者の代表者によるワーキングチームを組織し、施策の現状と課題に対する意識の共有及び計画立案に向けた連携・協議、並びに策定委員会に提出する計画案の検討などを行いました。

Ⅱ 障がい者を取りまく現状と課題



II 障がい者を取りまく現状と課題

II-1. 石岡市の状況

1.1 石岡市の人口構成と推移

石岡市の総人口は、平成7年ごろをピークにその後減少しており、平成22年には79,687人となっています。世帯数は一貫して増加してきており、平成22年には27,094世帯となっています。1世帯あたりの人数では逆に減っていく傾向にあり核家族化の傾向が進んでいます。

図表 II-1 総人口・総世帯数 (単位：人)

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総人口	80,035	83,398	83,119	81,887	79,687
世帯数	21,695	24,031	24,977	25,871	27,094
1世帯あたりの人数	3.69	3.47	3.33	3.17	2.94

(資料：国勢調査 各年10月1日現在)

年齢構成では、年少人口が減少、老年人口が増加し続けており、今後も少子高齢化が更に進むことが予想されます。

図表 II-2 年齢構成 (単位：上段：人, 下段：%)

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
年少人口 (0～14歳)	15,105	14,071	12,578	11,424	9,989
	18.9	16.9	15.1	13.9	12.6
生産年齢人口 (15～64歳)	54,047	55,892	54,442	52,127	49,156
	67.6	67.0	65.5	63.7	61.9
高齢者人口 (65歳以上)	10,783	13,435	16,094	18,333	20,249
	13.5	16.1	19.4	22.4	25.5

※年齢不詳を含まず

(資料：国勢調査 各年10月1日現在)

就業人口は、平成7年ごろをピークにその後減少しています。産業別にみると、第一次産業及び第二次産業が減少し、逆に第三次産業に従事する方が増えています。

図表 II-3 就業人口の構造 (単位：上段：人, 下段：%)

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
就業人口総数	40,773	42,502	41,353	40,317	37,810
第一次産業就業	6,410	5,126	4,370	4,091	3,145
	15.72	12.06	10.57	10.15	8.32
第二次産業就業	14,643	15,204	13,811	12,496	11,098
	35.91	35.77	33.40	30.99	29.35
第三次産業就業	19,681	22,089	22,731	23,299	21,846
	48.27	51.97	54.97	57.79	57.78

※就業人口総数には、「職業不詳」を含めたが、産業区分別では、「職業不詳」を含めず。(資料：国勢調査 各年10月1日現在)

1.2 障がい者の現状

1.2.1 障がい者数

石岡市における障がいのある方の人数は平成22年度末現在で身体障がい者（児）が2,707人、知的障がい者（児）が476人、精神障がい者が208人となっています。年々、増加傾向にあります。

総人口に対する障がい者数の割合は平成22年の国勢調査と比較してみますと、4.2%となっています。（図表Ⅱ-1 総人口・総世帯数参照）

図表Ⅱ-4 障がい者数 (単位：人)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
身体障がい者	2,299	2,338	2,394	2,533	2,707
知的障がい者	402	416	429	460	476
精神障がい者	137	167	178	176	208

(資料：社会福祉課 各年度末現在)

1.2.2 生活の場所

今回実施したアンケート調査によると、在宅で生活されている方が身体障がい者で85.7%、知的障がい者で69.0%、精神障がい者で62.3%となっており、身体障がい者の在宅率が高くなっています。

図表Ⅱ-5 生活の場所 (単位：%)

	在宅	施設	病院	その他
身体障がい者	85.7	8.3	3.2	1.5
知的障がい者	69.0	25.3	0.6	4.4
精神障がい者	62.3	29.9	3.9	1.3

※無回答の方もいるため、合計が100%にならない場合があります。

(資料：社会福祉課)

1.2.3 種類別・等級別身体障がい者数

身体障害者手帳の交付者における障がいの等級をみますと「1級」が最も多く、「1級」と「2級」を合わせますと、全体の48.5%を占めています。

図表Ⅱ-6 種類別・等級別身体障がい者数 (単位：人)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障がい	70	73	21	10	27	16	217
聴覚・平衡機能障がい	0	87	30	44	0	60	221
音声・言語・そしゃく機能障がい	0	0	18	8	0	0	26
肢体不自由	151	404	332	334	141	73	1,435
内部障がい	529	1	105	173	0	0	808
合計	750	565	506	569	168	149	2,707

※障がいの種類によっては、等級がないものもあります。

(資料：社会福祉課 平成22年度末現在)

1.2.4 知的障がい者の障がい程度別状況

療育手帳の交付者数における障がい程度別の状況をみますと、「B（中度）」が130人、「A（重度）」が129人となっています。

図表Ⅱ-7 知的障がい者の障がい程度別状況 (単位：人)

	㊤(最重度)	A(重度)	B(中度)	C(軽度)	合計
18歳未満	17	19	29	38	103
18歳以上	85	110	101	77	373
合計	102	129	130	115	476

(資料：社会福祉課 平成22年度末現在)

1.2.5 精神障がい者の等級別状況

精神障害者保健福祉手帳の交付者数における等級別の状況をみますと、「2級」が最も多くなっていますが、様々な理由から手帳の交付を受けてない方も多く、手帳交付者数は実際に精神障がいを持っている方の総数からみると、わずかな人数であるといわれています。

図表Ⅱ-8 精神障がい者の等級別状況 (単位：人)

	1級	2級	3級	合計
手帳交付者数	53	110	45	208

(資料：社会福祉課 平成22年度末現在)

1.2.6 難病患者の現状

現在の一般特定疾患公費負担受給証交付申請の状況は以下の通りとなっています。
最も多いものは潰瘍性大腸炎の73人となっており、次いでパーキンソン病の57人が多くなっています。

図表Ⅱ-9 難病患者の状況 (単位：人)

	疾患名	人数		疾患名	人数
1	ベーチェット病	11	29	膿疱性乾癬	—
2	多発性硬化症	*	30	広範脊柱管狭窄症	—
3	重症筋無力症	11	31	原発性胆汁性肝硬変	12
4	全身性エリテマトーデス	34	32	重症急性膵炎	—
5	スモン	—	33	特発性大腿骨頭壊死症	*
6	再生不良性貧血	*	34	混合性結合組織病	*
7	サルコイドーシス	11	35	原発性免疫不全症候群	*
8	筋萎縮性側索硬化症	*	36	特発性間質性肺炎	*
9	強皮症・皮膚筋炎及び多発性筋炎	23	37	網膜色素変性症	10
10	特発性血小板減少性紫斑病	*	38	プリオン病	—
11	結節性多発動脈炎及び顕微鏡的多発管炎	*	39	肺動脈性肺高血圧症	*
12	潰瘍性大腸炎	73	40	神経線維腫症	—
13	大動脈炎症候群	*	41	亜急性硬化性全脳炎	—
14	ビュルガー病	*	42	バッド・キアリ症候群	—
15	天疱瘡	*	43	慢性血栓性肺高血圧症	—
16	脊髄小脳変性症	14	44	ライソゾーム病	—
17	クローン病	19	45	副腎白質ジストロフィー	—
18	難治性の肝炎のうち劇症肝炎	*	46	家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）	—
19	悪性関節リウマチ	*	47	脊髄性筋萎縮症	—
20	パーキンソン病関連疾患	57	48	球脊髄性筋萎縮症	—
21	アミロイドーシス	*	49	慢性炎症性脱髄性多発神経炎	*
22	後縦靭帯骨化症	10	50	肥大型心筋症	—
23	ハンチントン病	—	51	拘束型心筋症	—
24	モヤモヤ病	*	52	ミトコンドリア病	—
25	ウェゲナー肉芽腫症	*	53	リンパ管筋腫症（LAM）	—
26	特発性拡張型（うっ血型）心筋症	*	54	重症多形核性紅斑（急性期）	—
27	多系統萎縮症	*	55	黄色靭帯骨化症	*
28	表皮水疱症	—	56	間脳下垂体機能障害	*
総		計（1～56）			366

※10人未満の場合は、*で表示しています。

（資料：土浦保健所 平成22年度末現在）

1.2.7 小児慢性特定疾患医療受給者証交付者数の現状

現在の医療受給者証交付者数の状況は以下の通りとなっています。

図表Ⅱ-10 小児慢性特定疾患医療受給者証交付者数 (単位：人)

	疾患名	人数		疾患名	人数
1	悪性新生物	*	7	糖尿病	*
2	慢性腎疾患	*	8	先天性代謝異常	*
3	慢性呼吸器疾患	*	9	血友病等血液・免疫疾患	*
4	慢性心疾患	19	10	神経・筋疾患	*
5	内分泌疾患	17	11	慢性消化器疾患	*
6	膠原病	*	合計		70

※10人未満の場合は、*で表示しています。

（資料：土浦保健所 平成22年度末現在）

1.2.8 調査による状況とニーズの把握

(1) アンケート調査結果の概要

障がいのある方の状況やニーズを把握し、計画づくりに反映するため、アンケート調査を実施しました。

図表Ⅱ-11 アンケート調査概要

調査対象者	市内に居住する身体障がい者，知的障がい者，精神障がい者
発送数	2,924票
回収数	1,512票
回収率	51.71%
調査方法	調査票を郵送の上，記入後に郵送で回収
調査期間	平成23年11月9日(水)～平成23年11月22日(火)
調査地域	石岡市内全域及び施設入所者
調査基準日	平成23年11月1日現在

1 回答者について

回答者のうち、約7割の方が「ご本人」で回答し、約2割の方が「ご家族の方などが代理」で回答していますが、知的障がいのある方は約6割が「ご家族の方などが代理」で回答しています。

身体障がい者手帳をお持ちの方が82.0%、療育手帳をお持ちの方が14.3%、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が8.2%となっており、全体数値としては身体障がい者の方の意見が大きく反映されています。

年齢別では、65歳以上の方の割合が55.0%と高くなっています。特に身体障害者手帳をお持ちの方ではその割合が6割以上を占めていますが、療育手帳をお持ちの方では18～39歳の方が5割近く、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方では18～60歳の方が8割近くと多くなっています。

要介護認定を受けている方は、全体の26.0%となっています。そのうち7割以上の方が何らかのサービスを受けており、デイサービスを利用している方が44.5%と最も高くなっています。

2 生活の状況について

■暮らしている場所

暮らしている場所は「自宅で家族などと一緒に暮らしている」方が6割以上となっています。一方、「一人暮らし」をされている方は61歳以上の方が多く、19.0%がひとり暮らしをしています。39歳以下の方では6.1%となっており、将来希望する生活形態について「自宅で家族などと一緒に暮らす」と回答した方が半数近くいますが、高齢になるにしたがって「やむを得ず」一人暮らしをしている実態がうかがえます。

■介助者について

介助者については、身体障害者手帳をお持ちの方では「夫または妻」が3割と最も高くなっていますが、療育手帳をお持ちの方では、「親」が半数弱となっています。身体障害者手帳をお持ちの方及び精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で「介助者がいない」と回答した方もそれぞれ17.7%、13.7%います。

介助者がいなかったり、高齢で介護ができない場合などでも、障がい者が地域で安心して暮らしていくためには、在宅サービスの充実及びボランティアなどによるインフォーマルなサービスの充実が不可欠となっています。

■昼間の過ごし方

昼間の過ごし方では、18歳未満のほとんどの方は学校などに通っています。18歳以上になると「会社・店などで働いている」方の割合が高くなるものの、年齢が上がるにつれて「とくに何もしていない」方の割合が高くなり、スポーツや文化活動への参加割合も低くなっていることから、日中の活動の場の確保や生きがいがいづくりに取り組んでいく必要があると思われます。

参加していない理由を伺うと、病気・障がい以外の理由では、「参加したい活動がない」との回答が最も多く、障がいの状況に応じた活動機会の提供とともに、魅力ある活動の場づくりが必要です。

■外出時に困ること

外出する際に困ることとして、全体では「公共交通機関が利用しにくい」、「道路や施設に段差が多い」、「人と会話することが困難」などが多くなっていますが、療育手帳をお持ちの方では、「人と会話することが困難」との回答が最も多く、社会参加の促進においては、ハード面での整備とともに、移動支援やコミュニケーション支援の充実が求められています。

■将来への不安

将来への不安について、全体として自分で身の回りのことができるかどうかや身の回りの援助について、生活費の負担について、必要な医療が受けられるか不安に思われている方が多くなっています。また、若い年代ほど、生活費の負担ができるかどうか、自分の身の回りの援助、働く場所や居場所について不安に感じているようです。

障がい福祉サービスによる生活の場の確保や自立訓練によるリハビリテーションの充実、就労支援とともに、利用者負担の減免制度の周知や市独自の減免策などを講じていくことが望まれています。

3 仕事・作業・訓練について

■収入の有無

就労などによる収入がある方は22.0%ですが、18～39歳の方では5割弱の方が就労しています。そのうち「会社などの正規職員」と「福祉施設・地域活動支援センター」とを合わせて5割弱と最も高くなっていますが、療育手帳をお持ちの方では7割弱の方が「福祉施設・地域活動支援センター」で働いています。

■仕事上の不安や不満

仕事をする上での不安や不満では、「収入が少ない」と回答された方の割合が最も高く、「人間関係」も高くなっています。

■仕事をしていない理由

仕事をしていない方にその理由を伺うと、「病気・障がいが重い」と回答した方の割合が高く、特に精神障がいのある方の割合が高くなっています。病気・障がい以外では「高齢で仕事ができない」、「受け入れてくれる職場がない」、「自分にあった仕事がない」との回答が多くなっています。

■今後の就労意向

今後の就労意向としては、全体では2割となっていますが、18歳未満の80.0%、18～39歳で40.2%、40～59歳の方でも24.7%の方が「就労したい」と回答しており、事業主や職場の仲間の理解、行政での雇用など、一人一人の状況に応じた継続的な就労支援及び職場の確保が大きな課題となっています。

4 情報収集について

■情報源

情報源については、「テレビ・ラジオ」が6割と高く、特に40歳以上の方でその割合が高くなっています。また、身体障がいのある方では、「テレビ・ラジオ」に加え、「新聞」や「市の広報紙」、「家族」など多くの情報源を持っているのに対し、知的障がいのある方では「施設・デイサービスの職員」、「テレビ・ラジオ」や「家族」が多くなっています。

5 災害や緊急時について

■一人での避難の可否

災害時に1人で避難できるかどうかについて、「できる」方が36.7%、「できない」方が41.9%、「わからない」方が16.6%となっていますが、知的障がいのある方では6割以上の方が「できない」と回答しています。また、ひとり暮らしの方で3割の方が「できない」と回答しており、災害時の援護体制の強化及び状況把握が必要です。

■周囲への連絡の可否

さらに、非常時や緊急時に周囲の人に知らせることが「できない」と回答している方も全体で3割、療育手帳をお持ちの方で5割と高く、緊急時の通報体制について強化していく必要があります。

■災害時要援護者台帳

市では、民生委員児童委員の協力により、災害時に自力で避難が困難な方で、災害時に安否などの確認を希望される方を事前に登録した「災害時要援護者台帳」を管理しています。この台帳に登録を希望する方は37.0%、登録したくないと答えた方は45.3%となっています。

6 保育・教育環境について

■望ましい教育環境

望ましい教育環境について、「保育士や教師の障がいへの理解と能力や障がいにあった指導」をあげる方の割合が高くなっています。これほどの障がいをお持ちの方でも高く、特に知的障がいのある方で特にその割合が高くなっていることから、保育士や教師に対する理解促進及び指導力の向上に向けた取組みが重要であると考えます。また、学校に通っている方では、「就学相談など相談体制の充実」の割合も高く、就学前から卒業後の進路、その後のフォロー体制も含めた一貫した相談体制が求められています。

7 差別や偏見、人権について

■差別や偏見の有無

普通の暮らしでの差別や偏見について、約5割の方が「ある」とし、2割の方が実際に「あると感じている」と回答しています。特に若い年代の方及び知的障がい、精神障がいのある方ではそれぞれ36.6%、42.7%の方が「あると感じている」と回答しており、障がいに対する理解促進が必要です。

■差別や偏見を感じる場所や機会

差別や偏見を感じる場所や機会については、全体では「まちかどでの人の視線」や「交通機関や建物の障がい者に対する配慮」、「仕事や収入」と回答する方の割合が高く、特に知的障がいのある方及び若い年代の方では「まちかどでの人の視線」の割合が高くなっています。また、18歳未満の方では、「教育の機会」において差別や偏見を感じると回答した方の割合が高く、的確な就学指導が求められています。

8 福祉サービスについて

■サービスの利用意向

助成や手当など各種制度については、NHK放送受信料免除や年金手当、医療費の給付・助成、交通機関の運賃割引、有料道路通行料金の割引などが、利用中の方を含め利用希望が多くなっています。

障害福祉サービスについては、「ホームヘルプサービス」や「ショートステイ」などの居宅サービスについて利用意向が高くなっています。

■障がいのある方にとっての暮らしやすさ

「障がいのある方にとって石岡市は暮らしやすいまち」だと思っている方が36.3%、「暮らしにくいまち」だと思っている方が20.1%となっており、18歳以上では暮らしやすいと答えた方が多く、18歳未満では暮らしにくいと答えた方のほうが多くなっています。

■障がい者団体

障がい者団体については、「知らない」という方が5割、「知っているが加入していない」という方が2割、「加入している」方が1割となっており、障がい者団体についての情報提供が不足しています。

■障がい者の自立した生活のために市が充実すべきこと

障がいのある方が自立した生活を送るため石岡市が優先することは、「経済的支援の充実」、「医療・リハビリテーション体制の充実」、「日中活動の場となる施設・サービスの充実」の希望が多くなっています。

(2) ヒアリング調査結果の概要

障がいのある方が暮らしやすいまちづくりを実現するため、自治会、民生委員児童委員協議会、福祉関係団体、当事者団体の37団体にヒアリング調査を実施しました。

■自治会

「メンバーの高齢化」、「リーダー（後継者）が育たない」と「他の団体と交流する機会が乏しい」が多くあげられています。

■民生委員児童委員協議会

「活動のPRや情報発信、市民への周知が難しい」が最も多く、「活動に必要な情報の入手が難しい」と「メンバーの高齢化」が続いています。

■福祉関係団体

「人材の確保が難しい」が最も多く、「活動のPRや情報発信、市民への周知が難しい」や「メンバーの高齢化」などが続いています。

■当事者団体

「リーダー（後継者）が育たない」が最も多く、「人材の確保が難しい」と「メンバーの高齢化」が続いています。

■福祉関係団体

課題として、「地域で障がいのある方が憩える場所が少ない」が最も多く、「障がいのある方に対する接し方など、障がいの種類や程度に応じた対応ができるよう、知識や技術を身につけたい」が続いています。これらの課題を解決するために、「施設の存在を知ってもらい、閉じこもっている人たちの交流の場にしたい」、「相談支援内容を地域にアピールし、施設利用の窓口を広げる」や「働くことができる人の働ける場所の確保」などがあげられています。

■当事者団体

課題として、「障がいのある方に対する接し方など、障がいの種類や程度に応じた対応ができるよう、知識や技術を身につけたい」が最も多く、「地域で障がいのある方が憩える場所が少ない」が続いています。これらの課題を解決するために、「障がい者自身が行うボランティア活動や野外活動・体験学習を通じ、余暇活動の場の提供、社会参加の場の提供」と「人と人との輪を広げていく」などがあげられています。

3

障がい者が自立した生活を送ることについて

■自治会

「外に積極的に出ていくこと」があげられています。

■民生委員児童委員協議会

「外に出て自由に活動すること」や「将来において経済的及び食生活面において、安定した生活を送ること」があげられています。

■福祉関係団体

「個々の能力に応じた生活が送れること」、「自ら主体性を持った生活を送ること」や「経済的・精神的自立」があげられています。

■当事者団体

「両親が亡くなっても生活していけること」、「地域で当たり前暮らしていけること」、「障がいのために不便を感じない生活ができること」や「身の回りのことが、できるだけ介助なしにできること」があげられています。

4

自立した生活を送るための取り組みについて

■自治会

「地域住民の意識改革」、「個別的な声かけ」や「生活と仕事ができる施設の提供」などがあげられています。

■民生委員児童委員協議会

「職場と訓練施設が増えること」、「拠点となる施設を設け、そこへ行けば相談できる同じ立場の人や一般の人と交流できる場の提供」、「バリアフリー化、音声の案内など」、「盲導犬や介助犬の育成」、「訪問や見守り活動」や「シルバー人材センターや企業とのタイアップ」などがあげられています。

■福祉関係団体

「障がい者が働ける環境づくり」、「自立に向けての訓練や支援」、「ヘルパーの充実」、「交通機関の充実」、「周りの理解と協力」、「市民一人一人が理解を深め、その場その場で対応できる知識を持つこと」や「障がい者自身が自分の気持ちを人に伝えられる力をつけること」があげられています。

■当事者団体

「サポーターが周りにいること」、「サービスの充実」、「近所の付き合いや見守り体制の充実」、「介護者の緊急時の支援体制の充実」、「障がい者支援機関、相談員の充実」、「福祉に関する情報が得られること」、「障がいの有無によって、わけ隔てのない社会」や「福祉教育」があげられています。

5

自立した生活を送るための取り組みに対して自分たちができることについて

■自治会

「施設運営について、地域ぐるみでの協力」、「偏見をなくするための住民への意識を変える働きかけ」、「行政への協力」や「個別的な声かけ」があげられています。

■民生委員児童委員協議会

「行政との橋渡しや情報の提供・見守り」、「相談相手や話し相手」があげられています。

■福祉関係団体

「介助などの手助けや見守り」、「生活を支える人材の育成」や「支援及び保護者との連携」があげられています。

■当事者団体

「見守り活動」、「療育キャンプ・野外活動・体験学習を通しての余暇活動や社会参加の場の提供」や「地域全体に交流を深めていく」があげられています。

(3) サービス提供量の現状

(3) - 1 居宅サービスの利用状況

①ホームヘルプサービス

居宅介護（ホームヘルプサービス）の利用者数は、年々増加傾向にあり、平成22年度で32人（実利用人数・各月平均）の方が利用しています。身体障がいのある方の利用が多く、17人と全体の約半数ですが、精神障がいのある方の利用も伸びてきています。

利用者数の増加に伴い、利用時間数も増加傾向にあり、平成22年度で290時間/月（各月平均）となっています。

図表Ⅱ-12 居宅介護の利用状況 (単位：各年度月平均)

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
利用者数	身体障がい者	12人	15人	12人	17人
	知的障がい者	3人	5人	3人	3人
	精神障がい者	4人	5人	7人	12人
	合計	19人	25人	22人	32人
利用時間数	身体障がい者	132時間	177時間	110時間	186時間
	知的障がい者	16時間	40時間	11時間	14時間
	精神障がい者	34時間	35時間	51時間	90時間
	合計	132時間	167時間	172時間	290時間

※小数以下は四捨五入

(資料：社会福祉課)

②短期入所（ショートステイ）

短期入所（ショートステイ）の利用者数は、平成22年度で7人（実利用人数・各月平均）となっています。利用時間も、平成22年度で月平均27日となっており、減少傾向にあります。

図表Ⅱ-13 短期入所（ショートステイ）の利用状況 (単位：各年度月平均)

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
利用者数	身体障がい者	3人	2人	4人	3人
	知的障がい者	7人	7人	4人	3人
	精神障がい者	0人	1人	1人	1人
	合計	10人	10人	9人	7人
利用日数	身体障がい者	27日	20日	44日	17日
	知的障がい者	88日	51日	23日	9日
	精神障がい者	0日	2日	2日	1日
	合計	115日	73日	69日	27日

※小数以下は四捨五入

(資料：社会福祉課)

③グループホーム・ケアホーム

グループホームについては、知的障がいのある方が10人、精神障がいのある方が5人（それぞれ実利用人数・各月平均）入居しています。

図表Ⅱ-14 グループホームの利用状況 (単位：各年度月平均)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
知的障がい者	6人	9人	10人	10人
精神障がい者	3人	4人	3人	5人

※小数以下は四捨五入

(資料：社会福祉課)

ケアホームについては、知的障がいのある方が21人、精神障がいのある方が5人（それぞれ実利用人数・各月平均）入居しています。

図表Ⅱ-15 ケアホームの利用状況 (単位：各年度月平均)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
知的障がい者	10人	16人	19人	21人
精神障がい者	1人	6人	4人	5人

※小数以下は四捨五入

(資料：社会福祉課)

(3) -2 施設サービスの利用状況

図表Ⅱ-16は、自立支援法に基づくサービスへ移行するまでの経過措置として実施していたサービスです。このため、利用人数は減少傾向にあります。

図表Ⅱ-17以降は、新体系に移行したサービスです。二つの体系を合わせた利用人数は、増加傾向にあります。

図表Ⅱ-16 施設訓練等支援サービスの利用状況 (単位：各年度月平均)

施設の種類の	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
身体障害者更生施設	1人	2人	0人	0人
身体障害者療護施設（入所）	24人	5人	1人	0人
身体障害者授産施設（入所）	11人	10人	2人	0人
身体障害者授産施設（通所）	2人	3人	2人	0人
知的障害者更生施設（入所）	63人	47人	22人	8人
知的障害者更生施設（通所）	1人	2人	0人	0人
知的障害者授産施設（入所）	12人	14人	12人	11人
知的障害者授産施設（通所）	13人	22人	22人	22人

※小数以下は四捨五入

(資料：社会福祉課)

②-1 生活介護

図表Ⅱ-17 生活介護の利用状況 (単位：各年度月平均)

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
利用者数	身体障がい者	6人	22人	32人	35人
	知的障がい者	7人	20人	47人	64人
	精神障がい者	0人	0人	0人	0人
	合 計	13人	42人	79人	99人
利用日数	身体障がい者	119日	461日	648日	692日
	知的障がい者	131日	405日	985日	1,360日
	精神障がい者	0日	0日	0日	0日
	合 計	250日	866日	1,633日	2,052日

※小数以下は四捨五入

(資料：社会福祉課)

②-2 自立訓練（機能訓練）

図表Ⅱ-18 自立訓練（機能訓練）の利用状況 (単位：各年度月平均)

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
利用者数	身体障がい者	0人	1人	0人	1人
	知的障がい者	0人	0人	0人	0人
	精神障がい者	0人	0人	0人	0人
	合 計	0人	1人	0人	1人
利用日数	身体障がい者	0日	13日	0日	13日
	知的障がい者	0日	0日	0日	0日
	精神障がい者	0日	0日	0日	0日
	合 計	0日	13日	0日	13日

※小数以下は四捨五入

(資料：社会福祉課)

②-3 自立訓練（生活訓練）

図表Ⅱ-19 自立訓練（生活訓練）の利用状況 (単位：各年度月平均)

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
利用者数	身体障がい者	3人	4人	1人	1人
	知的障がい者	5人	4人	5人	7人
	精神障がい者	2人	3人	3人	4人
	合 計	10人	11人	9人	12人
利用日数	身体障がい者	39日	41日	15日	13日
	知的障がい者	61日	60日	92日	111日
	精神障がい者	37日	46日	50日	78日
	合 計	137日	147日	157日	202日

※小数以下は四捨五入

(資料：社会福祉課)

②-4 就労移行支援

図表Ⅱ-20 就労移行支援の利用状況 (単位：各年度月平均)

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
利用者数	身体障がい者	1人	2人	4人	5人
	知的障がい者	2人	14人	14人	13人
	精神障がい者	1人	3人	3人	2人
	合 計	4人	19人	21人	20人
利用日数	身体障がい者	18日	36日	68日	84日
	知的障がい者	19日	236日	253日	237日
	精神障がい者	22日	47日	41日	32日
	合 計	59日	319日	362日	353日

※小数以下は四捨五入

(資料：社会福祉課)

②-5 就労継続支援A型

図表Ⅱ-21 就労継続支援A型の利用状況 (単位：各年度月平均)

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
利用者数	身体障がい者	1人	2人	2人	2人
	知的障がい者	1人	1人	1人	0人
	精神障がい者	0人	0人	0人	0人
	合 計	2人	3人	3人	2人
利用日数	身体障がい者	27日	41日	41日	39日
	知的障がい者	25日	20日	10日	0日
	精神障がい者	0日	0日	0日	0日
	合 計	52日	61日	51日	39日

※小数以下は四捨五入

(資料：社会福祉課)

②-6 就労継続支援B型

図表Ⅱ-22 就労継続支援B型の利用状況 (単位：各年度月平均)

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
利用者数	身体障がい者	1人	1人	5人	6人
	知的障がい者	8人	8人	11人	12人
	精神障がい者	1人	1人	2人	1人
	合 計	9人	10人	18人	19人
利用日数	身体障がい者	18日	18日	107日	128日
	知的障がい者	113日	156日	211日	215日
	精神障がい者	3日	17日	35日	21日
	合 計	134日	191日	353日	364日

※小数以下は四捨五入

(資料：社会福祉課)

②-7 児童デイサービス

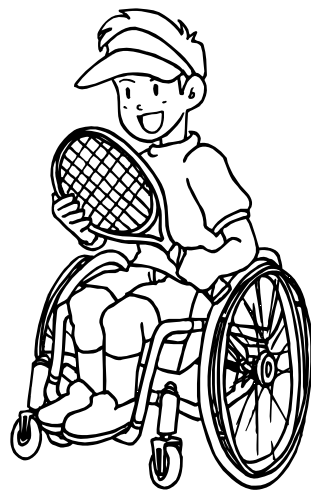
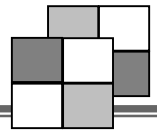
図表Ⅱ-23 児童デイサービスの利用状況 (単位：各年度月平均)

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
利用者数	身体障がい	1人	3人	3人	2人
	知的障がい	3人	4人	4人	5人
	精神障がい	0人	0人	1人	1人
	合 計	4人	7人	8人	8人
利用日数	身体障がい	10日	13日	12日	11日
	知的障がい	5日	6日	6日	9日
	精神障がい	0日	0日	3日	3日
	合 計	15日	19日	21日	23日

※小数以下は四捨五入

(資料：社会福祉課)

III 基本方針



Ⅲ 基本方針

Ⅲ - 1. 基本方針

本計画は、主体性・自立性の確保、人権の尊重、生活の質の向上及びノーマライゼーションを基本理念とし、障がいのある方々がサービスや施設の利用をしながらそれに依存することなく、地域社会においてのあらゆる活動に参加、参画し、一人一人の人権が尊重される地域社会（コミュニティ）を構築することを目的とします。さらに障がいのあるなしにかかわらず、地域に住むすべての人がお互いの多様性を認め合い、地域社会で生活し、参加できるよう「共に生きる社会づくり（ソーシャル・インクルージョン）」を目指していきます。

その実現のために「目標1 障がい者のための保健・医療・福祉の充実」・「目標2 障がい者とともに安心して生活できる環境の構築」・「目標3 障がい者の社会参加と自立の促進」・「目標4 市民の障がい者支援への参加促進」という目標を設定し、これを基本方針とします。

① 障がい者のための保健・医療・福祉の充実

障がいのある方々の日常生活にとって重要なことは、まず質・量ともに充実した保健・医療・福祉サービスを必要に応じて選択可能な体制にあるということです。

また、それらのサービスは、利用者の立場に立った「利用者本位のサービス」であることはもちろん、気兼ねなく安心して利用のできるサービスであることが求められます。

石岡市では障がい者が地域において生活していくことを前提に、保健・医療・福祉の連携ができるよう体制づくりを図り、各種サービスをバランス良く充実させていきます。

② 障がい者とともに安心して生活できる環境の構築

障害のある方が、地域で障がいのない方と同様の社会生活をおくることが可能とするための環境整備を行うこと、すなわち「ノーマライゼーション」の概念は近年浸透しつつありますが、今後ともハードからソフトまであらゆる場面において、推進していくべき理念といえます。そのためには、障がい者にとって安全かつ安心な生活環境を構築することが重要となります。

石岡市では、外出支援の充実、住空間の整備の視点から、障がいの有無に関わらず、すべての人にとって安心して生活できる環境を整えていきます。

③ 障がい者の社会参加と自立の促進

すべての人がそれぞれの立場で社会参加をすることは、本来的に自然なことであり、ノーマライズされた社会には不可欠です。現状では障がい者の社会参加は、いまだ十分であるとは言えない状況ですが、様々な場面で推進していくことが必要です。

石岡市においては、教育分野や就労の支援、生きがいづくりの点から障がい者自身の社会参加を促進していきます。また、一般市民へ向けた啓発活動、障がい者の権利を擁護するための仕組みづくりも整備、促進していきます。

④ 市民の障がい者支援への参加促進

行政はもとより、地域社会を構成する個人や家庭、民間団体、企業などが、その特性を發揮して、それぞれの役割と責任を果たしつつ、互いの理解と協力のもとに活動していくことが必要です。

「共に生きる社会づくり（ソーシャル・インクルージョン）」の実現には、障がい者問題を市民が自らの課題として、主体的に取り組むことが求められますので、市民が各種イベントやボランティア活動、生涯学習活動、文化・スポーツ活動に幅広く参加できるよう支援していきます。

Ⅲ - 2. 施策の体系

目標1 障がい者のための保健・医療・福祉の充実	
IV-1 保健・医療サービスの充実	1.1母子保健 1.2成人保健 1.3精神保健 1.4機能訓練事業
IV-2 障がい者手帳・手当	2.1障がい者手帳 2.2障がい者手当
IV-3 医療費の助成	3.1自立支援医療費給付事業 3.2医療福祉費支給制度 3.3一般特定疾患治療研究事業 3.4難病患者福祉見舞金制度 3.5小児慢性特定疾患治療研究事業
IV-4 在宅生活支援の充実	4.1居宅介護など 4.2在宅福祉(有償)サービス 4.3訪問入浴サービス 4.4短期入所事業 4.5日中一時支援事業 4.6移動支援事業 4.7コミュニケーション支援事業 4.8補装具費の支給 4.9日常生活用具給付等事業 4.10訪問配食サービス
IV-5 日中活動の場の充実	5.1生活介護 5.2自立訓練 5.3療養介護 5.4児童デイサービス 5.5地域活動支援センター
IV-6 生活の場の確保	6.1共同生活援助・共同生活介護 6.2施設入所支援
IV-7 各種相談体制	7.1障害者相談員 7.2民生委員児童委員 7.3子育て支援センター 7.4相談支援
IV-8 地域で支え合う体制づくり	8.1石岡市社会福祉協議会の活動の推進 8.2権利擁護などの利用と周知 8.3地域ケアシステム推進事業

目標2 障がい者とともに安心して生活できる環境の構築	
V-1 情報提供	1.1広報紙による情報提供
V-2 防犯・防災体制の確立	2.1防犯・防災体制 2.2緊急通報システム貸与事業
V-3 住環境の整備	3.1住環境の整備 3.2住宅整備
V-4 移動手段の確保	4.1石岡市乗合いタクシー運行事業 4.2在宅福祉(有償)サービス 4.3重度心身障害者福祉タクシー利用料金助成 4.4自動車運転免許取得費助成 4.5自動車改造費助成
V-5 バリアフリーのまちづくり	5.1公共施設のバリアフリー化 5.2公園の整備

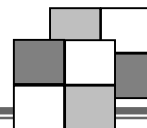
目標3 障がい者の社会参加と自立の促進

VI-1 福祉教育の推進	1.1福祉教育推進校 1.2小・中学生と障がい者(児)との交流
VI-2 障がい者団体への支援	2.1身体及び知的障がい者関係団体への支援
VI-3 教育の充実	3.1保育所・幼稚園での障がい児の受け入れ 3.2就学のための支援 3.3障がい児教育
VI-4 就労の促進	4.1雇用促進 4.2就労移行支援事業 4.3就労継続支援事業 4.4更生訓練費・施設入所者就職支度金の給付 4.5職親制度 4.6公共職業安定所による支援 4.7障がい者製作製品の展示即売所の開設
VI-5 生涯学習と生涯スポーツの推進	5.1障がいのある方に優しい図書館の整備 5.2石岡市障がい者スポーツ大会 5.3ニュースポーツの普及 5.4障がいのある方に配慮した体育施設の整備
VI-6 障がい者の自立	6.1自立支援協議会の活用

目標4 市民の障がい者支援への参加促進

VII-1 障がい者への理解の促進	1.1啓発活動 1.2障がい者の文化・芸術作品の展示 1.3精神障がい者についての正しい知識の普及
VII-2 市民の主体的な福祉活動の推進	2.1市民ボランティア講座の強化
VII-3 ボランティアの活動推進	3.1ボランティアセンター 3.2ボランティア団体への活動支援 3.3石岡市ボランティア連絡協議会
VII-4 人的資源の活性化と協働活動	4.1市民ボランティア活動の強化 4.2協働活動の推進

IV 障がいのある方のための 保健・医療・福祉の充実



IV 障がいのある方のための保健・医療・福祉の充実

IV - 1. 保健・医療サービスの充実

1.1 母子保健

障がい発生子防の観点から生活習慣病予防などの保健事業が重要な役割を持ちます。

現在、石岡市では、母子保健法に基づき、母性及び乳幼児に対する健康診査、健康教育、健康相談、訪問指導などを実施しています。今後も、安全な出産や健やかな発育・発達のため、市民のニーズに応じた事業を実施するとともに、母子の孤立化を予防し、育児不安の軽減と虐待予防に努めます。

また、障がい児を把握した場合には関係機関の連携により、適切な対応がとれるように体制を整備し、障がいの早期発見・早期療育に努めます。

1.1.1 健康診査

現 状

乳幼児期においては、個々のケースに応じたきめ細やかな保健指導が必要です。

現在、石岡市に住民票のある方を対象として各発達段階に応じた健康診査・保健指導を行い、母子の健康増進に資することを目的としています。

また、妊婦及び乳児の健康管理を目的として医療機関委託健診を実施しています。

図表IV-1 集団健康診査

集団健康診査の内訳	<ul style="list-style-type: none"> ●4か月児健診：内科，整形外科 ●1歳6か月児健診：内科，歯科 ●2歳児母子歯科健診：歯科 ●3歳児健診：内科，歯科
実施場所	2歳児母子歯科健診は各保健センター・他は石岡保健センターのみで実施
実施回数	石岡保健センター：毎月各1回，年各12回 八郷保健センター：隔月各1回，年各6回（2歳児のみ）
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ●問診，身体計測（身長・体重・胸囲・頭囲・栄養指数） ●内科診察（4か月児・1歳6か月児・3歳児）， 整形診察（4か月児） ●歯科診察（1歳6か月児・2歳児母子・3歳児） ●栄養指導●保健指導●歯科指導

図表IV-2 受診者数

（単位：人）

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
4か月児健診	539	551	536
1歳6か月児健診	503	469	526
2歳児母子歯科健診	498	404	511
3歳児健診	540	429	451

医療機関健診

妊婦 14回

乳児 2回

課題及び施策の方向

発達障がいなどのスクリーニング後のフォローができる体制が整っていません。

事業の展開として受診日や時間などの設定を工夫するなど、対象者の受けやすい条件を検討し、それにもない育児不安の解消や、虐待予防・早期発見に向けた健診体制づくりを図っていきます。

また、乳児・妊婦委託健診機関との連携を強化するとともに、健診後のフォロー体制づくりに取り組んでいきます。

1.1.2 訪問指導

現 状

少子化・核家族化が進み、母子及び乳幼児をとりまく社会環境により、母子の孤立化が急速に進み育児不安や虐待など様々な問題が生じていることから、家庭訪問をすることにより母子の心身の健康を保持増進し、育児が円滑に行えるよう援助することを目的として行っています。

図表IV-3 訪問指導の概要

訪問対象	生後4か月未満の全乳児，訪問を希望する妊産婦，乳幼児健康診査において訪問指導の必要な方
回数	随時
周知方法	年間予定表，母子健康手帳交付時，妊婦教室参加者に対し説明，乳幼児健診時
訪問記録	訪問後は，母子管理カード及び訪問カードに記録し継続的にフォローしています。

図表IV-4 訪問件数

(単位：件)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
4か月未満の全乳児	594	517	555
幼児	346	298	309
妊婦	11	11	16
産婦	558	491	518

課題及び施策の方向

共働き家庭が多く、不在者や連絡が取れないケースが増加しています。

このため、家庭の状況を把握しながら適切な保健指導を行えるよう努力します。

保健業務の中で訪問時間の確保に努め、保健・福祉・医療・教育など関係機関との連携を密にし、訪問体制を整えていきます。

1.1.3 健康教育（妊婦）

現 状

妊婦自身が、健康管理をするために必要な知識・技術を習得し、安心して赤ちゃんを産み育てられるよう指導援助するとともに、出産や育児において夫婦で協力できることを学習し、妊娠中の不安の解消や、生まれ育つための環境づくりを目的として行っています。

①マタニティスクール

妊婦とその家族を対象に、妊娠中の食生活、赤ちゃんの保育の仕方、分娩の経過などを、下の表のように行っています。

マタニティスクール	1課	2課	3課
対象	妊婦とその家族		
実施場所	八郷保健センター	石岡保健センター	各保健センター
実施回数	月1回	月1回	年4回（各2回づつ）
実施内容	妊娠・分娩経過 呼吸法・補助動作 乳房管理・母乳指導	沐浴指導・実習 妊婦体操ストレッチ リラクゼーション	栄養指導 調理実習
周知方法	年間予定表・市広報紙・市ホームページ・母子健康手帳交付時・個別通知など		

図表IV-5 参加者数 (単位：人)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
マタニティスクール	237	235	219

課題及び施策の方向

教室においては参加者が横ばい状態です。特に初妊婦への教室参加への増加に努める必要があります。

今後は、参加者へアンケート調査を実施し、教室開催日、回数、内容の検討を行いながら実施していきます。

1.1.4 健康教育（乳幼児）

現 状

保護者を対象に、必要に応じ専門家による個別相談をすることで健全な成長発達を促し、育児支援を図ることを目的とした「フォロー教室」を行っています。

また、むし歯予防の意識啓発と歯みがき習慣の確立を目的とした教室や、保護者の育児不安を解消することを目的とした教室も行っています。

①乳幼児健診後のフォロー教室

健診後のフォロー教室として、保健センターで乳幼児と保護者を対象に行っています。

○コアラ教室

主に1歳6か月児健診の事後フォロー教室として、石岡保健センターで月1回、保育士・保健師による集団指導を行っています。

図表IV-6 参加者数 (単位：人)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
コアラ教室	292	234	247

○パンダ教室

主に2歳児母子歯科健診の事後フォロー教室として、各保健センターで月1回ずつ、保育士・保健師による集団指導を行っています。

図表IV-7 参加者数 (単位：人)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
パンダ教室	510	452	423

○のびのび教室

主に3歳児健診の事後フォロー教室として、各保健センターで月1回ずつ、言語聴覚士や心理相談員、保健師、動作訓練指導員、保育士による個別・集団での指導を行っています。

図表IV-8 参加者数 (単位：人)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
のびのび教室	661	416	409

○すくすく教室（石岡地区）

ダウン症や発達の遅れ・偏りのある児を対象とした教室として、石岡保健センターで月1回、ポーター認定相談員による個別相談指導を行っています。

図表IV-9 参加者数 (単位：人)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
すくすく教室	268	261	293

○きりん教室（八郷地区）

年齢は特に限定せず、言葉や発達の遅れのある児に対して、八郷保健センターで月1回、心理相談員や保健師、言語聴覚士による指導を行っています。

図表IV-10 参加者数 (単位：人)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
きりん教室	182	178	124

②歯みがき教室

2歳6か月～就学前の幼児と保護者を対象者として石岡保健センターで年12回、八郷保健センターで年4回、歯みがき指導とフッ化物塗布を行っています。

図表IV-11 参加者数

(単位：人)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
歯みがき教室	443	495	428

課題及び施策の方向

現在、専門的な療育訓練の必要なケース（発達の遅れ・自閉傾向・多動・ことばの問題など）を療育につなぐ際に、市内に療育の専門機関がなく、他市町村の療育機関などにつながなければいけない状況です。しかし、他市町村の療育機関に行く手段がなかったり、受け入れ人数の確保ができないなどの問題が多く十分な訓練が受けられない状況にあります。保健センターでの教室は、回数・定員・スタッフに限りがあるため、十分な指導ができない状況です。

今後の課題としては障がい児の通園対策を充実させるために、専門的指導機関及び人材の確保と関係機関（保育所、幼稚園なども含めて）での問題解決の共有化を図るための連携体制づくりが必要であると考えられます。

また、年齢とともにむし歯の罹患率が増加していますので、指導を乳幼児健診の場で早期から実施しています。

③離乳食講習会

現 状

少子化・核家族化など育児環境の変化に伴い、育児不安を持つ母親が増加しています。特に乳幼児期は成長に伴う変化が大きく育児不安なども多種多様でこの時期の育児支援の必要性は高くなっています。乳幼児期における親子のふれあい、食育の推進を念頭におき適切な栄養と育児に関する知識の普及と育児相談を目的として行っています。

対 象	生後4～7か月程度の乳児と保護者
実施場所	石岡保健センター・八郷保健センター
実施回数	各保健センター 年2回ずつ
実施内容	調理実習（大人の食事を作り子どもの分を取り分けて離乳食を作る。）
周知方法	市広報紙など・4か月児健診・子育て相談時に案内

(平成22年度までは八郷保健センターのみで年4回実施)

課題及び施策の方向

離乳食の作り方がわからない方やベビーフードに頼る方が増えています。

実施内容を調理実習としていることから1回あたりの参加者を10組程度として行っています。育児に不安の強い人や第1子などへの参加を呼びかけています。参加者へのアンケートを基に教室開催日、回数、内容などを検討し実施していきます。

1.1.5 健康教育（思春期）

現 状

思春期世代とその保護者を対象に、学校保健と連携を取りながら、保健師・助産師による心の健康に対する教育を行っています。（内容 心の健康、生命の大切さ、父性・母性を育てる・性感染症予防などの教育）

図表IV-12 実施回数と参加者数

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
回数	1回	2回	3回
参加人数	41人	109人	121人

課題及び施策の方向

管轄が異なる関係機関と連携をとることが難しい状況です。

時代の変化とともに思春期世代やその保護者が抱える問題も多種多様化しています。それらに対応できる支援ができるように関係機関と連携をとりながら行っていきます。

1.1.6 健康相談

現 状

妊娠・出産・育児に関する相談に応じ、安心して出産・育児ができるよう支援していくことを目的に行っています。

各健康診査時において相談を受け付けているほか、子育て相談室、1歳児健康相談を実施しています。また、保健師・助産師・歯科衛生士・栄養士など専門職が母子保健の健康全般についての相談も随時電話や面接により応じています。

課題及び施策の方向

個々に応じた支援を受けられる場の一つとして、気軽に相談できるように周知する必要があります。今後、母子保健に関する相談が気軽にできるように、健康相談・電話相談のPRを推進していきます。

図表IV-13 相談人数/回数

（単位：人/回）

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
子育て相談室	974/36	933/36	713/36
1歳児健康相談	490/24	553/24	557/24

1.2 成人保健

健康増進法に基づき、各保健センターにて健康診査、健康教育、健康相談、訪問指導などを実施しています。

平成20年度に、老人保健法が廃止され、新たに「高齢者の医療の確保に関する法律」の施行により、各医療保険者に対し、40～74歳までの被保険者に対するメタボリックシンドロームに着目した、特定健康診査と特定保健指導の実施が義務付けられ、疾病予防と健康の保持増進に向けた取り組みが強化されています。

石岡市においても、健診未受診者の把握や新規受診者の掘り起こし、健診後の保健指導の徹底などにより、疾病予防と健康の保持増進を図ります。

1.2.1 健康手帳

現 状

健康手帳は、40歳以上の住民を対象に、健康診査の記録、その他がん検診、歯科検診など、健康保持のために必要な事項を記載し、住民自らの健康管理と、適切な医療の確保を図るために交付します。健康診査や各種がん検診、健康教育、健康相談などの機会に希望者に交付しています。

図表IV-14 健康手帳の交付状況 (単位：冊)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
発行数	683	308	580

1.2.2 健康教育

現 状

生活習慣病予防及び介護予防、その他健康に関する事項について、正しい知識の普及を図るとともに、適切な指導や支援を行うことにより、健康は自分で守るという意識を高め、壮年期からの健康の保持増進を目的に行っています。

図表IV-15 健康教育実施状況 (単位：延人数/回数)

年度	歯周疾患	骨粗鬆症予防	病態別	一般健康教育	合 計
平成20年度	396/7	160/9	1,427/40	1,109/48	3,092/104
平成21年度	56/1	95/5	2,346/51	3,580/59	6,077/116
平成22年度	49/2	89/3	1,272/15	4,794/51	6,204/71

課題及び施策の方向

石岡市においては、高血圧の方、歯周疾患の方が増えています。健康診査の結果から生活習慣の問題点を見つけ出し、個々に目標を定め実行していけるよう支援します。

1.2.3 健康相談

現 状

心身の健康に関する個別の相談に応じて必要な指導及び助言を行い、家庭における健康管理を目的に行っています。健康相談日以外にも、健康教室や老人会、機能訓練、電話相談やその他要請時に行っています。

また、心身の健康に関する一般的事項についても相談を受けています。

図表IV-16 健康相談実施状況

(単位：延人数/回数)

年度	高血圧	高脂血症	糖尿病	歯周疾患	骨粗鬆症	病態別	総合	合計
平成20年度	1,033/115	8/3	12/4	12/3	4/1	378/33	1,994/61	3,441/220
平成21年度	2,336/133	10/2	153/4	245/16	27/2	238/24	1,999/91	5,008/272
平成22年度	1,514/89	0	0	157/13	0	985/40	1,550/74	4,206/216

課題及び施策の方向

情報化社会のなかで、正しい情報を選択し、自己で決定できる支援が必要とされています。

行政機関として、健康相談の場だけでなく、新しい情報を市広報やホームページなどを活用し、広く周知できるように取り組んでいきます。

1.2.4 健康診査・特定健康診査・がん検診

現 状

生活習慣病などの疾患又は危険因子を早期に発見し、栄養や運動などの生活指導及び適切な治療に結びつけることによって、これらの疾患などの発症と悪化を予防することを目的に行っています。

集団健（検）診は健診機関に委託し健康診査、特定健康診査、結核検診、肺がん検診、子宮がん検診、乳がん検診、胃がん検診、大腸がん検診、前立腺がん検診、肝炎ウイルス検診、口腔がん検診を実施し、個別健（検）診は指定医療機関により結核検診、子宮がん検診、乳がん検診を実施しています。

図表IV-17 健康診査受診状況

(単位：人)

区分	健康診査受診 ※1		特定健康診査 ※2		後期高齢者の健康診査 ※3		合計
	18～39歳	40歳以上	集団健診	医療機関	集団健診	医療機関	
平成20年度	335	0	3,642	532	1,261	29	5,799
平成21年度	365	5	4,499	593	1,213	382	7,057
平成22年度	307	7	4,877	516	1,225	402	7,334

※1 健康診査：39歳以下の住民、40歳以上の生活保護受給者、妊産婦など特定健康診査の対象とならない者

※2 特定健康診査：40～74歳の国民健康保険加入者

※3 後期高齢者の健康診査：65歳以上の後期高齢者医療制度の加入者

図表IV-18 特定保健指導実施状況

(単位：人)

年度	区分	対象者	支援終了	初回面接	評価のみ	合計	利用率(%)
平成20年度	積極的支援	211	5	21	0	26	12.3
	動機付け支援	540	49	51	0	100	18.5
平成21年度	積極的支援	157	8	7	11	26	16.6
	動機付け支援	698	49	48	38	135	19.3
平成22年度	積極的支援	278	4	12	3	19	6.8
	動機付け支援	667	18	53	43	114	17.1

図表IV-19 各種検診受診状況

(単位：人)

区分	結核	肺がん	胃がん	大腸がん	前立腺	肝炎	子宮がん	乳がん	口腔がん
平成20年度	3,134	4,822	1,854	2,161	697	236	1,432	1,122	
平成21年度	4,395	5,284	1,920	2,350	781	311	1,880	1,715	143
平成22年度	4,491	5,444	1,724	2,243	829	215	2,006	2,037	162

課題及び施策の方向

何年も健康診査などを受診しない方もいます。

特定健康診査、後期高齢者の健康診査は保険年金課と連携を図り、40歳から74歳の国保加入者と65歳以上の後期高齢者医療制度の加入者に対し、受診券を送付しています。集団健診と医療機関の受診機会を設けることや、がん検診と同時実施することで、魅力ある健診の体制をとり、受診率を向上させ、生活習慣病予防につなげます。

がん検診は受診率が低く、受診者が固定化していることから、未受診者の把握に努め、受診を促す必要があります。

1.2.5 訪問指導

現状

療養上の保健指導が必要であると認められる方及びその家族の方を対象に保健師などが訪問し、健康に関する問題を総合的に把握して必要な指導を行い、心身機能の低下の防止と健康の保持増進を図ることを目的に行っています。

寝たきりの方、健診後要指導者、閉じこもりの方、認知症高齢者、その他訪問依頼のあった方を対象として保健師、理学療法士、歯科衛生士、栄養士により行っています。

訪問の結果、ケース会議を開催して訪問頻度や処遇などを検討し、必要に応じて他課及び関係機関との連絡調整を図ります。

表IV-20 訪問指導

(単位：実人数/延人数)

年度	寝たきり	要指導者	認知症	訪問リハビリ	口腔衛生指導	精神保健
平成20年度	33/58	153/177	4/4	31/57	27/50	82/128
平成21年度	7/11	115/132	6/7	26/61	52/82	110/176
平成22年度	3/7	228/259	2/4	26/59	46/48	65/151

課題及び施策の方向

対象者の情報を共有するためのネットワークづくりが課題となっています。
今後は各関係機関による、連絡調整会議の実施などに取り組んでいきます。

1.3 精神保健

心の病気の予防及び早期発見・早期対応による悪化予防のため、効果的な支援を図るための保健事業を行っています。

心の病気は自分で気がつく人は少なく、早期発見・早期治療のためには周囲が気づいて対応することが必要であり、精神障がい者の社会復帰を進めるうえでも地域や職場の理解が不可欠なことから、様々な機会を通じて、知識の普及及び障がいに対する理解促進を図っていきます。

また、処遇困難なケースに適切に対応できるよう、各関係機関の協力を得ながら実施してまいります。
平成22年度からは自殺対策事業も加わり、より一層精神保健事業が強化されています。

1.3.1 精神障がいについての正しい知識の普及（健康教育）

現状

社会復帰の基盤整備を進めるうえで、精神障がいについての正しい知識の普及や誤解・偏見を取り除いていくことは不可欠であり、社会復帰をはじめ、精神障がい者の住み良い社会づくりにつながる支援などについても行政が積極的に推進する必要があります。

地域啓発については、茨城県、関係機関と連携して計画・実施しています。

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
啓発内容	うつ・ストレスについて 精神疾患について	うつ・ストレスについて 精神疾患について	自殺予防対策 うつ・ストレスについて 精神疾患について

課題及び施策の方向

働き盛りの男性に自殺者が多くなっています。

関係担当部署並びに関係機関との連携強化を図りながら、心の病気のみならず、自殺対策事業として研修会などを開催し、人材育成や普及啓発を強化してまいります。

1.3.2 訪問支援

現状

支援が必要であると認められる方及びその家族に対して家庭訪問を実施し、受診につなげたり、治療の継続や悪化防止を図ります。

心の相談や各関係機関から相談のあったケースについても家庭訪問を実施し、月1回のケースカンファレンスにて対応の協議を図ります。

また、処遇困難なケースについては、関係機関の協力を得て行っています。

図表IV-21 訪問人数

(単位：実人数/延人数)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
家庭訪問	82/128	110/176	65/151

課題及び施策の方向

様々な問題を抱えているケースが多くなっています。
このため、関係機関との連携及び継続的な支援が必要です。

1.3.3 心の健康相談

現 状

心の悩みを持つ本人及び家族の相談に応じ、障がいの早期発見と悪化防止を図るため、各保健センターを窓口として予約制で相談を実施していますが、相談日以外での相談も多くなっています。

心の健康相談

実施場所	各保健センター（予約制）
実施日	石岡地区：毎月第3月曜日（午後） 八郷地区：毎月第1水曜日（午後）

図表IV-22 相談人数

(単位：実人数/延人数)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
相談人数	44/67	73/113	47/73

課題及び施策の方向

相談者への継続した関わりが難しくなっています。

相談後のケースカンファレンスを定期的を実施し、円滑な対応が取れるよう体制づくりに取り組んでいきます。また、自殺予防対策事業として「こころといのちの電話相談」を実施して相談の機会の充実を図ります。

広報などによって相談日の周知を図り、相談の内容によって必要なケースについては関係機関の紹介、保健師・関係機関による訪問支援を継続していきます。

1.3.4 社会復帰支援事業（デイケア）

現 状

回復途上にある精神障がい者に集団生活指導を通して、社会生活への適応性を促進させることを目的に行っています。

対象者は、回復途上にある精神障がい者で、家族などの協力が得られる原則として50歳未満の在宅の方です。通院中の方については、主治医の了解が得られた方としています。参加者のほとんどが女性です。

社会復帰支援事業

実施場所	各保健センター（予約制）
実施日	石岡地区：毎月第3月曜日 午前9:30～11:30 八郷地区：毎月第2水曜日 午前9:30～11:30

図表IV-23 参加人数 (単位：実人数/延人数)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
社会復帰支援事業	9/48	12/69	8/47

課題及び施策の方向

参加者が少ない傾向にあります。
参加しやすい方法を検討しつつ、関係機関の協力を得ながら実施していきます。
また、今後もスタッフの専門性の向上のため、疾病や対応を理解するための研修に積極的に参加していきます。

1.4 機能訓練事業

心身の機能が低下している方に対し、心身機能の維持回復に必要な訓練を行うことで、日常生活の自立を促します。また、生活機能の低下を防ぎ介護予防を図ります。

1.4.1 機能訓練

現 状

40歳以上の方で継続して訓練を行う必要がある方などを対象としています。また、近年は膝痛、腰痛の症状で参加している方が多くなってきています。

機能訓練

実施場所	各保健センター（予約制）
実施日	石岡地区：毎週金曜日（午後） 八郷地区：毎週木曜日（午前）

図表IV-24 参加人数 (単位：実人数/延人数)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
機能訓練	77/1,342	87/1,791	101/2,033

課題及び施策の方向

平日、自分で来られない方の送迎の体制が確保されていません。
介護保険が導入されてから、機能訓練が必要な方は介護サービスを受けるようになりました。また65歳以上の参加者が多く、介護予防の要素が多くなっています。地域包括支援センターなど関係機関と連携を図り、保健センターで行う目的を明確化していく必要があります。

1.4.2 訪問リハビリ

現 状

在宅において、寝たきり又はそれに準ずる状態にある方に対して、理学療法士・保健師が家庭における機能訓練の指導を行っています。

対象者は、在宅において機能訓練を必要とする方で、石岡地区、八郷地区で毎月1回ずつ実施しています。

図表Ⅳ-25 参加人数 (単位：実人数/延人数)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
訪問リハビリ	31/57	26/61	26/59

課題及び施策の方向

希望者が少なく、訪問対象の絞り込みが難しくなっています。

介護保険サービスと区別するためにも、対象と目的を明確にしていく必要があります。

IV - 2. 障がい者手帳・手当

2.1 障がい者手帳

2.1.1 身体障害者手帳の交付

現 状

身体障害者手帳は、身体に障がいのある方が様々な福祉サービスを利用するために必要となる手帳です。

身体障害者手帳は、視覚・聴覚・平衡機能・音声・言語・そしゃく機能・肢体及び心臓機能などの内部機能障がいなどをお持ちの方に交付しています。

平成22年度末現在、手帳所持者は2,707名となっています。

図表IV-26 種類別・等級別身体障がい者数 (単位：人)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障がい	70	73	21	10	27	16	217
聴覚・平衡機能障がい	0	87	30	44	0	60	221
音声・言語・そしゃく機能障がい	0	0	18	8	0	0	26
肢体不自由	151	404	332	334	141	73	1,435
内部障がい	529	1	105	173	0	0	808
合 計	750	565	506	569	168	149	2,707

※障がいの種類によっては、等級がないものもあります。

(資料：社会福祉課 平成22年度末現在)

課題及び施策の方向

身体障害者手帳制度について周知が徹底していない状況です。このため、広く広報していく必要があります。

身体障害者手帳の交付事務について、県から石岡市に移行されたことにより申請から手帳交付までの期間が短縮され、より早く福祉サービスを利用することが可能となりました。適正かつ迅速な事務に努めていきます。

国、県の補助事業以外で障がい者が望むサービスは、市単独事業としてサービスを行っていきます。

今後は、アンケートによる障がい者ニーズ、各意見を踏まえ、障がいを持つ方が望むサービスの把握と実践に向けた検討を行っていきます。

2.1.2 療育手帳の交付

現 状

知的障がい者(児)に対して一貫した指導・相談を行うとともに、これらの対象者に対する各種の援助を受けやすくするため、知的障がい者(児)に手帳を交付し、知的障がい者(児)の福祉の増進に資することを目的とします。

平成22年度末現在、手帳所持者は476名となっています。

図表IV-27 知的障がい者の障がい程度別状況 (単位：人)

	㊤(最重度)	A(重度)	B(中度)	C(軽度)	合計
18歳未満	17	19	29	38	103
18歳以上	85	110	101	77	373
合 計	102	129	130	115	476

(資料：社会福祉課 平成22年度末現在)

課題及び施策の方向

手帳の更新手続きが遅れる方がいます。

このため、事前に個別に通知して、手続きが遅れないようにしていきます。

障がいのある方が望むサービスの把握と実践に向けた検討を行っていきます。

2.1.3 精神障害者保健福祉手帳の交付

現 状

精神障害者保健福祉手帳の交付は、精神の疾患により日常生活や社会生活に制約のある方が、医療や福祉の支援を受けやすくするためのものです。

手帳の交付を受けた方は、所得税や住民税などの障害者控除などの優遇措置が受けられます。

また、ホームヘルプサービスなどの支援を受けることもできます。

図表IV-28 精神障がい者の等級別状況 (単位：人)

	1級	2級	3級	合計
手帳交付者数	53	110	45	208

(資料：社会福祉課 平成22年度末現在)

課題及び施策の方向

平成22年度末現在、手帳交付状況は208人ですが、手帳の取得をしていない方が多数いると予想されます。

窓口での広報や説明を行い、関係部署・機関との連携を図りながら、申請につながるような環境づくりを進めるよう努めます。

障害者自立支援法の施行により精神障害者保健福祉手帳で利用することができる福祉サービスが増えました。窓口での広報をするとともに、精神障がい者の現状やニーズを十分に把握し、サービス利用の促進をしていきます。

2.2 障がい者手当

2.2.1 特別障害者手当などの制度

現 状

①特別障害者手当

障害基礎年金と共に障がい者の所得保障を構成する制度であり、在宅の常時特別な介護を必要とする最重度の障がい者に対し、特別な負担の軽減を図る一助として支給しています。平成22年度には40名の方が受給しています。

図表IV-29 該当者数 (単位：人)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
特別障害者手当	40	42	40

②障害児福祉手当

在宅の重度障がい児に対する福祉の措置の一環であり、これらの重度障がい児に対し、その障がいによる負担の軽減を図る一助として支給しています。平成22年度末現在で39人の方が受給しています。

図表IV-30 該当者数 (単位：人)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
障害児福祉手当	41	40	39

③経過的福祉手当

国民年金法改正前に福祉手当を受給していた方の中で、障害基礎年金を受けられない方への救済策として引き続き支給しています。平成22年度末現在で4人の方が受給しています。

図表IV-31 該当者数 (単位：人)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
経過的福祉手当	4	4	4

課題及び施策の方向

各手当はいずれも申請主義が原則ですが、制度そのものの認知度が低く、自発的な相談・申請が少ない現状にあります。

また、認定基準が複雑かつ難解であるがゆえに、申請しても却下となる場合も多く、申請時に負担した診断書料の補助制度もないことなど、申請者にかかるリスクが懸念されることから、担当者側から申請を促すことに消極的です。

今後は、より多くの人々へ積極的に制度の周知を図り、同時に対象となる在宅障がい者の発掘のため、民生委員・保健師の協力を得ながら、定期的な広報掲載及びリーフレット作成・配布、関係機関への協力要請、研修会の開催（民生委員・保健師などを対象）などを行い、制度の趣旨を踏まえた有意義な利用を促進していきます。

2.2.2 特別児童扶養手当制度

現 状

精神又は身体に障がいをもつ20歳未満の児童を家庭において養育している父母、または養育者に対して支給し、障がいによる負担の軽減を図り、福祉の増進に寄与することを目的に行っています。平成22年度末現在で114人の方が受給しています。

図表IV-32 該当者数 (単位：人)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
特別児童扶養手当	121	113	114

課題及び施策の方向

手当はいずれも申請が原則ですが、制度そのものの認知度がまだ不十分で自発的な相談・申請が少ない現状にあります。

今後は、定期的な広報掲載及びリーフレット配布を実施し、積極的に制度の周知に努めると共に児童相談所・家庭相談員など、障がい児と身近に接する関係機関との連携を図りながら制度の趣旨を踏まえた有意義な利用を促進していきます。

2.2.3 心身障害者扶養共済制度

現 状

心身障がい者の保護者の相互扶助の精神に基づき、保護者死亡後の心身障がい者に年金を支給し、心身障がい者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、心身障がい者の将来に対し保護者の持つ不安の軽減を図ることを目的とします。

平成22年度末現在では44人の方が加入され、20人の方が年金を受給しています。

図表IV-33 加入者数 (単位：人)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
心身障害者扶養共済制度	44	44	44

課題及び施策の方向

まだ、制度を知らない方が多くいます。

制度の趣旨を踏まえ、制度の周知を図り、積極的に加入者の増加に努めて心身障がい者及び保護者の福祉の増進を図っていきます。

IV - 3. 医療費の助成

3.1 自立支援医療費給付事業

現 状

障害者自立支援法に基づき更生医療及び育成医療、精神障害者通院医療が自立支援医療に一本化され、支給認定の手続きや利用者負担の仕組みが共通化されています。

利用者負担については、原則1割負担となりますが、所得段階に応じて月額上限が設定されています。

生活保護法における医療扶助を受給している人工透析患者については、自立支援医療（更生医療）で対応しています。

課題及び施策の方向

給付を必要とする方が増えています。このため、医療費が増大しています。

育成医療と精神障害者通院医療については、茨城県が実施主体として医療費の給付をしています。対象者への制度周知を行い、医療を必要とする方の負担の軽減を図ります。

更生医療については、石岡市が実施主体として医療費の給付をしています。生活保護世帯で人工透析を受けている方が平成22年度末で13人おり、今後も医療費の増大が見込まれますが、必要な医療を確保するためにも、事業の周知並びに相談体制の充実を図っていきます。

3.2 医療福祉費支給制度

現 状

障がい者が病気・ケガなどにより診療を受ける際に、支払うべき一部負担金の助成は保険年金課を窓口として行っています。

具体的には、身体障害者手帳1・2級と3級のうち内部障がい者、療育手帳㊦・A交付者、障害年金1級受給者、特別児童扶養手当1級の対象となった児童を対象とし、茨城県内の医療機関では、受診する際に、石岡市から交付する医療福祉費受給者証を医療機関窓口へ提出すると、一部自己負担金が無料となります。

また、茨城県外の医療機関で受診された分は、本人に一部負担金の立替え払いをしていただき、申請により後日払い戻しを行います。

図表IV-34 医療福祉費支給事業

対象者	身体障害者手帳1・2級の交付を受けた者 身体障害者手帳3級で内部障害の交付を受けた者 療育手帳㊦・Aの交付を受けた者 身体障害者手帳3級の交付を受け、知能指数が50以下と判定された者 障害年金1級を受給している者 特別児童扶養手当1級の支給対象となった児童
実施機関	市町村（茨城県より1/2補助）

課題及び施策の方向

必要な医療を容易に受けられ、健康の保持増進が図られるよう、今後も制度の継続と周知に努めます。

3.3 特定疾患治療研究事業

現 状

特定疾患については、原因が不明で治療方法が確立していない難病のなかでも治療が極めて困難であり医療費も高額となるため、当該疾患の原因や治療方法に関する研究を推進し、併せて患者家族の医療費の負担軽減を図ることを目的として医療費の給付を行っています。

また、難病対策事業では、当該疾患に対する正しい知識の習得や患者家族の不安軽減を目的とし、専門医による講演会や患者家族の交流会を実施しています。

平成23年3月末日現在、石岡市在住の一般特定疾患医療受給者証所持者は366人となっています。

図表IV-35 特定疾患治療研究事業 (単位：人)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
受給者証保持者	307	340	366

課題及び施策の方向

まだ制度を知らない方が多くいます。

患者家族が抱える不安や医療費の負担などを軽減するため、適切な指導及び情報提供を行えるよう関係機関との連携を図り、支援していきます。

また、難病対策事業において講演会や交流会などを実施し、患者に対して情報提供をしていきます。

3.4 難病患者福祉見舞金制度

現 状

毎年10月1日現在で市内に住所を有し、厚生労働省の定める「特定疾患治療研究事業」の対象疾患に罹患している方を対象とし、1人あたり年30,000円を支給しています。

この制度は、石岡市が単独で行っている事業です。

図表IV-36 難病患者福祉見舞金制度 (単位：人)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
対象者	307	340	366
申請者	235	275	305

※対象者：特定疾患医療受給者証交付件数

(資料：土浦保健所)

課題及び施策の方向

プライバシーの観点から対象者数を把握することが難しい状況です。

広報紙への掲載をはじめ、関係機関を通じて積極的に制度の周知を行っています。

見舞金を支給することで、難病患者の闘病とその保護者の労苦に報い、福祉の増進を図っていくため、今後も引き続き難病患者への理解を深めるとともに支援の重要性をもとめていきます。

3.5 小児慢性特定疾患治療研究事業

現 状

小児慢性特定疾患については、慢性疾患にかかっていることにより長期にわたり治療を必要とする児童などの健全な育成を図るため、当該疾患の治療方法に関する研究を推進し、併せて患者家族の医療費の負担軽減を図ることを目的として医療費の給付を行っています。

課題及び施策の方向

現在、長期にわたって療養を必要とする小児患者の保護者は、多くの育児不安を抱えております。療養を続けていくための正しい技術と知識の習得や精神的支援などを行い、療養に関する環境の向上を図ることが重要です。

小児慢性特定疾患児を養育する親などの、日常生活を送る上での不安や悩みを軽減することや、その状況に応じた適切な指導を行うため、講演会や小児専門医との個別相談会、ピア相談員による情報交換会などを行い、医療情報の提供や同じ悩みを持つもの同士が支えあう場を提供するなど支援していきます。

IV - 4. 在宅生活支援の充実

4.1 居宅介護など（自立支援給付）

現 状

在宅生活を支えるホームヘルプサービスは、障害者自立支援法により、自立支援給付による訪問系サービスに位置付けられ、身体障がい者（児）、知的障がい者（児）、精神障がい者共通のサービスとして提供されております。

<居宅介護>

障害程度区分1以上の方を対象に、自宅での入浴・排せつ・食事などの身体介護や、洗濯・掃除などの家事援助などを行うサービスです。

図表IV-37 利用者数 (単位：人)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
居宅介護	19	25	22

<重度訪問介護>

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方（障害程度区分4以上）を対象に、自宅での入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動介護などを総合的に行うサービスです。

図表IV-38 利用者数 (単位：人)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
重度訪問介護	0	0	0

<行動援護>

知的障がいや精神障がいによって行動上著しい困難があり、常に介護を必要とする方（障害程度区分3以上）を対象に、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時の移動介護などを行うサービスです。

図表IV-39 利用者数 (単位：人)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
行動援護	0	0	0

<重度障害者等包括支援>

常に介護を必要とし、介護の必要度が著しく高い方（障害程度区分6）で、

- ①四肢のすべてに麻痺などがあり寝たきり状態の障がい者で、かつALS患者など、呼吸管理を行っている身体障がい者または最重度の知的障がい者
- ②強度行動障がいのある重度・最重度の知的障がい者を対象に、心身の状態や介護者の状況、居住の状況などをふまえて作成された個別支援計画に基づき、必要な障がい福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護、共同生活介護など）を包括的に提供するサービスです。

図表IV-40 利用者数 (単位：人)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
重度障害者等包括支援	0	0	0

課題及び施策の方向性

障害者自立支援法によるサービス体系では、3障がいが一元化されたことから、精神障がい者をはじめ、障がい特性を理解したヘルパーの確保が必要です。

また、利用者数の増加が見込まれることから、県などと連携しながら、民間事業者の参入及び事業拡大を促進するとともに、利用者の需要に応じた供給体制の充実に努めます。

4.2 在宅福祉（有償）サービス

現 状

社会福祉協議会では高齢者や障がい者、子育て家庭を対象に、地域住民がその地域の生活支援を必要とする方へ福祉サービスを提供する、会員制在宅福祉(有償)サービス事業を行っています。

- (1) 生活援助サービス
食事の世話・洗濯・掃除・買い物など
- (2) 子育てサービス
妊産婦や親が病気などによる場合の子どもの世話など
- (3) 移送サービス
通院送迎(要介護認定者、歩行困難者、障がい者手帳1～3級をお持ちの方)

課題及び施策の方向性

協力会員が減少傾向にあり、更に高齢化が進んでいます。また、協力会員の登録数に地域で格差があるため、利用者の要望に充分応えられない状況にあります。

広報活動によりサービスのPRと必要性を広く住民に訴え、協力会員の発掘と育成に当たります。

4.3 訪問入浴サービス（地域生活支援事業）

現 状

65歳未満の重度の身体障がい者（介護保険の対象にならない方）で、歩行困難により移送が困難で「自立支援給付」の中の生活介護を利用することができない方を対象に、移動入浴車で自宅訪問し、入浴サービスを提供しています。

業務委託した業者の移動入浴車によって入浴及び洗髪を行っています。

図表IV-41 利用者数 (単位：人)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
訪問入浴サービス	2	1	2

課題及び施策の方向

訪問入浴サービスを知らない方がいます。

障害者自立支援法による「地域生活支援事業」として位置づけられています。今後も、身体障がい者の日常生活の便宜並びに向上を図るための事業であることから、予算の確保とともにニーズの的確な把握を行い、事業の周知及び実施体制の充実に努めます。

4.4 短期入所事業（自立支援給付）

現 状

居宅で介護を行う方が病気やその他の理由により障害者支援施設やその他の施設への短期間の入所を必要とする障がいのある方を対象に、概ね月7日程度の短期間、入浴、排せつ、食事などの介護や日常生活上の支援を行います。

平成22年度には7人（月平均）が利用しており、主に身体障がい及び知的障がいのある方が利用されています。

利用の主な理由	社会的理由：疾病、出産、冠婚葬祭、公的行事への参加など 私的理由：旅行、休養など
---------	---

図表IV-42 利用者数 (単位：人)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
短期入所事業	10	9	7

課題及び施策の方向

短期入所事業を知らない方がいます。

障害者自立支援法による「自立支援給付（介護給付）」として位置づけられています。今後も、介護者の負担軽減や障がい者の日常生活の便宜の向上のための事業として、より一層の事業の周知を図りながら実施していきます。

4.5 日中一時支援事業（地域生活支援事業）

現 状

障がいのある方の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を支援します。

図表IV-43 利用者数 (単位：人)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
日中一時支援事業	56	50	58

課題及び施策の方向

障がい児が利用できる事業所が多くはありません。

利用者が増えています。このため、事業費も年々増加しています。

障害者自立支援法による「地域生活支援事業」として位置づけられています。今後も本サービスを利用したい方の増加が見込まれることから、障がいのある方の日中の居場所の確保とともに、介護している家族などの就労支援及びレスパイト支援としてサービス提供事業者の確保に努めていきます。

4.6 移動支援事業（地域生活支援事業）

現 状

屋外での移動に困難がある方を対象に、社会生活上必要な外出や余暇活動などの社会参加のための外出の際の移動を支援するサービスです。

重度訪問介護・行動援護及び同行援護サービスの対象の方、通院を目的としたサービスを除く移動支援が、地域生活支援事業として実施されています。

図表IV-44 利用者数 (単位：人)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
移動支援事業	11	10	12

課題及び施策の方向

事業を提供できる事業者が多くはありません。

事業者などに委託することでサービス提供体制の確保を図ります。また、事業者などの参入を促進し、利用者が主体的に選択できる供給体制の強化に努めます。

4.7 コミュニケーション支援事業（地域生活支援事業）

現 状

病院受診時などに手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業など、意思疎通を図ることに支障がある障がい者とその他の者の意思疎通を仲介するサービスです。

手話通訳者を定期的に庁舎内の窓口に設置し、市役所内において聴覚障がい者が申請手続きなどスムーズに行えるよう支援しています。

図表IV-45 利用者数

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
手話通訳者設置事業	2か所	2か所	2か所
手話通訳者・要約筆記者派遣	11人	9人	10人

課題及び施策の方向

知っている方が少ないため、利用者が限られています。

このため、制度の周知が課題となっています。

手話通訳者・要約筆記者派遣事業として、茨城県聴覚障害者協会へ委託することにより、サービス提供の確保を図っていきます。また、手話通訳者を庁舎内に設置し、庁舎内において聴覚障がい者が申請手続きなどをスムーズに行えるよう支援していきます。

4.8 補装具費の支給（自立支援給付）

現 状

補装具については、障害者自立支援法において「自立支援給付」として位置付けられ、原則として1割の利用者負担で補装具費の支給を行っています。

対象となる補装具	義肢、装具、座位保持装置、盲人安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ、座位保持いす、起立保持具、排便補助具、頭部保持具、重度障害者用意思伝達装置
----------	--

図表IV-46 利用者数 (単位：人)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
補装具費の支給	145	137	138

課題及び施策の方向

障害者自立支援法による「自立支援給付」として位置づけられています。補装具を必要とする身体障がいのある方に対し、身体に装着（装用）することで身体機能を補完・代替し、日常生活や就学・就労に長期間にわたって継続して使用される補装具（義肢、車いすなど）の購入費、修理費の支給を行います。

4.9 日常生活用具給付等事業（地域生活支援事業）

現 状

在宅の重度障がい者（児）に対して、入浴補助用具・訓練用ベッドなどの日常生活用具を給付することにより日常生活の便宜を図っていますが、障害者自立支援法により「地域生活支援事業」として位置付けられ、必須の事業となっています。

図表IV-47 日常生活用具の内容と対象者

介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなど、障がいのある方の身体介護を支援する用具や、障がいのある児童が訓練に用いるいすなどを給付します。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置など、障がいのある方の入浴、食事、移動などの自立生活を支援するための用具を給付します。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引機や盲人用体温計など、障がいのある方の在宅療養などを支援するための用具を給付します。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭など、障がいのある方の情報収集、情報伝達や意思疎通などを支援するための用具を給付します。
排泄管理支援用具	ストーマ用装具など、障がいのある方の排泄管理を支援する衛生用品を給付します。
居宅生活動作補助用具	障がいのある方の居宅における円滑な生活動作などを図るため、小規模な住宅改修を行う際に費用の一部を助成します。

図表IV-48 利用者数

(単位：人)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
介護・訓練支援用具	6	4	3
自立生活支援用具	8	8	21
在宅療養等支援用具	10	10	20
情報・意思疎通支援用具	20	11	16
排泄管理支援用具	430	464	479
居宅生活動作補助用具	3	1	4

課題及び施策の方向

給付品目の種類が多いため、周知の仕方が難しくなっています。

障害者自立支援法による「地域生活支援事業」の必須事業として位置づけられています。今後も、障がいのある方の日常生活の便宜並びに向上を図るための事業であることから、過去の給付実績を勘案しながら、一人一人の状況の把握に努め、障がいの種類及び程度に応じた適切な給付に努めます。

障がいのある方が火災の発生を早期に認知するため、消防法で設置義務となっている「住宅用火災警報器」の設置を推進（給付）していきます。

4.10 訪問配食サービス

現 状

日常生活に支障のあるひとり暮らしの高齢者などに対し、調理した食事を宅配し、高齢者などの健康保持と安否の確認を図ることを目的に行っています。石岡市で委託した業者が1日1回（原則として昼食）必要な日に配食サービスを実施しています。宅配時に安否を確認し、健康状態などに異変が見られる場合には、市、担当課に必要な連絡を行います。

対象者は、市内に住所を有するおおむね65歳以上の方で、次のいずれかに該当する方です。

図表IV-49 訪問配食サービス

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ●ひとり暮らしの高齢者で、心身の障がいなどにより自ら調理することが困難である方 ●高齢者のみの世帯で心身の障がいなどにより自ら調理することが困難である方
利用負担額	1回（1食）分につき350円（1か月単位で請求） ※生活保護世帯は、同100円。住民税非課税世帯は、同250円。

図表IV-50 利用者数

(単位：人)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
訪問配食サービス	126	117	123

課題及び施策の方向

利用者のニーズが多様化しているため、各ニーズへの対応が課題となっています。

介護保険制度の地域支援事業としてサービスの提供を行っているため、利用者の介護予防にも配慮しつつ、地域包括支援センターなどと連携を取りながら、適正な利用に努めます。

IV - 5. 日中活動の場の充実

5.1 生活介護（自立支援給付）

現 状

常に介護を必要とする方に、地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、食事や入浴、排せつなどの介護や日常生活上の支援、生産活動などの機会を提供するサービスです。障害者自立支援法の「自立支援給付（介護給付）」として位置付けられています。

対象者	①49歳以下で、障害程度区分3以上（施設入所は区分4以上） ②50歳以上で、障害程度区分2以上（施設入所は区分3以上）の方
-----	--

図表IV-51 利用者数 (単位：人)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
生活介護	42	79	99

課題及び施策の方向

本事業の利用者は多く、平成22年度は99人となっています。

引き続き利用者のニーズや施設事業者の意向を尊重しつつ、利用者が主体的に日中活動の場を選べる環境づくりを促進します。

5.2 自立訓練（自立支援給付）

現 状

地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るためのサービスです。障害者自立支援法により、「自立支援給付（訓練給付）」として位置付けられています。

<機能訓練>

地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法や作業療法などの身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援などを行います。

対象者	①入所施設や医療機関を退所・退院した方で、地域生活への移行を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な方 ②特別支援学校を卒業し、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な方
-----	---

図表IV-52 利用者数 (単位：人)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
機能訓練	1	0	0

<生活訓練>

地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上を図るため、食事や家事などの日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援などを行います。

対象者	①入所施設や医療機関を退所・退院した方で、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方 ②養護学校卒業者や継続した通院により症状が安定している方などで、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方
-----	---

図表IV-53 利用者数 (単位：人)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
生活訓練	11	9	12

課題及び施策の方向

本事業を提供する事業者の確保が必要です。

必要な方が利用できる環境の整備を図ります。

また、施設利用者のニーズや施設事業者の意向を尊重しつつ、さまざまな情報提供などを行いながら、利用者が主体的に日中活動の場を選択できる環境づくりを促進します。

5.3 療養介護（自立支援給付）

現状

医療機関への長期入院による医療に加え、常に介護を必要とする方に対し、医療機関への長期入院による医学的管理のもとに、食事や入浴、排せつなどの介護や日常生活上の相談支援などを行うサービスです。

重症心身障害児施設に入所されている方や進行性筋萎縮症者医療給付を受給している方などが本事業の利用者となります。

対象者	①ALS患者など、呼吸管理を行っており、障害程度区分6の方 ②筋ジストロフィー患者や重症心身障害者で、障害程度区分5以上の方
-----	---

図表IV-54 利用者数 (単位：人)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
療養介護	0	2	2

課題及び施策の方向

利用できる事業所が、近隣にありません。

利用者が適切にサービスを利用できる環境づくりを促進します。

5.4 児童デイサービス（自立支援給付）

現 状

日常生活における基本的な動作の習得や集団生活に適応することができるよう、療育目標を設定した個別プログラムのもとに、指導員などが個別指導を一定時間以上行うとともに、集団療育を行うサービスです。

平成22年度で8人の方が利用しています。

対象者	療育の観点から個別療育、集団療育を行う必要がある18歳未満の障がいのある児童
-----	--

図表IV-55 利用者数 (単位：人)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
児童デイサービス	7	8	8

課題及び施策の方向

障害者自立支援法により、「自立支援給付（介護給付）」として位置付けられています。利用したい方がいつでも利用できるように、サービス提供体制を整備し、児童の療育の場の充実を図っていきます。

なお、放課後対策あるいはレスパイトを目的とした利用については、地域生活支援事業の「日中一時支援事業」でサービス提供することとなります。

5.5 地域活動支援センター（地域生活支援事業）

現 状

地域活動支援センターはⅠ型からⅢ型に類型され、地域で生活する障がいのある方の日中活動の場として、利用者の状況に応じて創作的活動や生産活動の機会を提供します。

現在、石岡市では障害者地域生活支援事業として「けやきの家」及び「ほびき園」、「ウッドハウス」、在宅心身障害者福祉作業所運営事業として「ひまわり」及び「ゆり」が委託により運営されています。

図表IV-56 地域活動支援センター事業（機能強化事業）の類型と実施事業

類型	主な事業内容
Ⅰ型	専門職員を配置し、地域の社会基盤との連携強化を図りつつ、障がいに対する理解に向けた啓発事業などを実施します。また、相談支援事業をあわせて実施します。
Ⅱ型	雇用・就労が困難な在宅の障がいのある方に対し、機能訓練や社会適応訓練などのサービスを実施します。
Ⅲ型	地域の障がいのある方のために、小規模通所（共同）作業所的な事業を行います。

図表IV-57 登録者数

(単位：人)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
I型・ほびき園	11	7	11
II型・けやきの家	13	18	18
III型・作業所ひまわり	19	19	16
III型・作業所ゆり	8	8	7
III型・ウッドハウス	1	1	1

課題及び施策の方向

事業を広域で実施している施設に関しては、市町村の調整が課題です。

◆I型

「ほびき園」は、石岡市、土浦市、かすみがうら市、阿見町、美浦村の5市町村により広域で実施しています。

◆II型

「けやきの家」は、石岡市、かすみがうら市、小美玉市の3市により実施しています。

◆III型

「ひまわり」及び「ゆり」は、市から社会福祉協議会へ委託することにより実施しています。また、「ウッドハウス」は、平成21年度より11市町村で実施しています。

IV - 6. 生活の場の確保

6.1 共同生活援助・共同生活介護（自立支援給付）

現 状

グループホームについては、利用者が増加してきており、平成22年度で15人の利用があります。
ケアホームについては、グループホームのサービスに加え、食事や入浴などの介護が必要な方に対し、日常生活上の介護も含めたサービスを提供することで、施設から地域への移行を促進しています。

<共同生活援助（グループホーム）>

地域で自立した日常生活を営む上で、相談などの日常生活上の援助が必要な方を対象に、家事などの日常生活上の支援や日常生活における相談支援、日中活動で利用する事業所などの関係機関との連絡・調整などを行うサービスです。

対象者	就労、または就労継続支援などの日中活動の場を利用している知的障がい・精神障がいのある方
-----	---

図表IV-58 利用者数 (単位：人)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
共同生活援助	13	13	15

<共同生活介護（ケアホーム）>

地域で自立した日常生活を営む上で、食事や入浴などの介護や日常生活上の支援を必要とする方（障害程度区分2以上）を対象に、共同生活援助のサービスに加え、食事・入浴・排せつなどの介護を行います。

対象者	生活介護や就労継続支援などの日中活動を利用している知的障がい・精神障がいのある方（障害程度区分2以上）
-----	---

図表IV-59 利用者数 (単位：人)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
共同生活介護	22	23	26

課題及び施策の方向

グループホーム及びケアホームは、利用者も増加しており、今後もニーズが増加するものと予想されます。

また、施設や病院から地域へ生活の場を移行しようと希望する方の受け皿となることから、サービス提供事業者の参入促進を図っていきます。

6.2 施設入所支援（自立支援給付）

現 状

これまでの入所施設で実施していたサービスのうち、夜間における入浴、排せつなどの介護や日常生活上の相談支援などについて、「施設入所支援」として実施しています。

ただし、障害者自立支援法施行以前から設置されている施設や利用者については、平成23年度末まで、旧法に基づくサービスを実施・利用することができる経過措置がありました。

対象者	①生活介護利用者のうち、障害程度区分4以上の方（50歳以上の場合は区分3以上） ②自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況などにより通所することが困難な方（自立訓練、就労移行支援の利用者は利用期間が設定されます）
-----	--

図表IV-60 利用者数 (単位：人)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
施設入所支援	36	74	93

課題及び施策の方向

市内の施設の定員に限りがあるため、待機者が多くいます。

施設入所支援については、必要な方が利用できるよう生活の場の確保に努めます。

平成26年度において、99人の利用を見込んでおり、平成17年10月現在の旧制度の入所施設における入所者数（111人）と比べ、12人（10.8%）の削減を見込んでいます。

IV - 7. 各種相談体制

7.1 障害者相談員

現 状

身体障がい者・知的障がい者の更生援護に関し、本人又はその保護者からの相談に応じ必要な指導・助言を行うとともに、関係機関の業務の円滑な遂行及び市民の身体障がい者・知的障がい者援護思想の普及に資する業務を行い、身体障がい者・知的障がい者の福祉の増進を図ることを目的として身体障害者相談員・知的障害者相談員が県知事より委託されていました。平成24年度からは、石岡市が委託することとなります。

平成22年度末現在、石岡市では身体障害者相談員が5人、知的障害者相談員が2人の体制で業務を行っています。

課題及び施策の方向

障がい者本人及びその家族が、相談することに消極的であったり、協力を得られない場合が多く、相談員にかかる負担が重くなっています。

このため、市内障がい者団体など広く意見を聴取したり、現相談員の協力を得ながら徐々に後任の発掘に努め、本人及びその家族にとってより身近で気軽な相談体制の構築に努めていきます。

7.2 民生委員児童委員

現 状

社会奉仕の精神をもって、住民の立場にたって幅広く相談に応じ、支援が必要な方に対しては必要な援助を行い、各種の研修や視察を通じて社会福祉制度やサービス情報を収集し、情報提供を行っています。また、社会福祉事業者などとの連携及び関係行政機関の業務協力を行い、地域福祉の向上のために活動しています。

平成22年度の障がい者からの相談件数は112件ありました。

課題及び施策の方向

民生委員児童委員の制度について知らない方が多くいます。

民生委員児童委員は、よき隣人として身近な存在であり、身近な相談相手であることを、障がい者が集う催しなどに参加し、役割や活動内容を広くPRしていきます。

7.3 子育て支援センター

現 状

地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭などに対する育児不安などについての相談指導、子育てサークルなどへの支援、地域の保育需要に応じた特別保育事業などの積極的な実施・普及促進及び地域の保育資源の情報提供など、地域の子育て家庭に対する育児支援を行っています。

石岡市には、民間認可保育園の4か所、公立保育所の1か所において子育て支援センターを開設しております。

図表IV-61 実施施設数

(単位：施設)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
子育て支援センター	4	4	5

図表IV-62 利用者数

(単位：延人数)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
石岡市地域子育て支援C	—	—	2,837

課題及び施策の方向

現在、当市では小中学校及び保育所の統廃合が検討されており、子どもの遊び場の減少及び出生率の減少や核家族化の進行から、親子間・世代間で交流する機会やその交流の場が減っており、今後は保護者同士の意見交換の場や子どもの居場所づくりが求められています。

その様な中で、地域子育て支援センターの役割は、地域間交流、世代間交流の場として非常に重要な拠点となってきており、地域の子育て支援の拠点として大きな役割が期待されています。今後は、地域の子どもや子育てに不安を持つ保護者などが気軽に集まり、遊び、相談できる場所を提供していくことで子育て支援を図ります。また、地域子育て支援センターが市内に適正な間隔で存在する環境の整備を進めていきます。

7.4 相談支援（自立支援給付・地域生活支援事業）

障がい者が住み慣れた地域で生活していこうとする場合において、虐待や生活上の様々な問題について気軽に相談できる環境が必要となります。障害者自立支援法により、自立支援給付としての「指定相談支援事業」と、地域生活支援事業としての「障害者相談支援事業」が相談支援事業として位置付けられています。

なお、地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務を行う基幹相談支援センターの設置を検討していきます。

7.4.1 指定相談支援事業（自立支援給付）

現 状

障がい福祉サービス（自立支援給付）を利用するために支給決定を受けた障がいのある方のうち、下記対象者に対し、相談支援専門員が、生活全般に関する相談や、障がい福祉サービスの利用に向けた連絡・調整、利用計画（プログラム）の作成などを行います。

対象者	①入所施設や医療機関から地域へ移行するため、一定期間集中的な支援を必要とする方 ②ひとり暮らしの方で、知的障がいや精神障がいがあったり、極めて重い身体障がいのため、自ら福祉サービスの利用に関する連絡・調整ができない方 ③重度障害者等包括支援の対象者にあてはまる方などで障がい福祉サービスの支給決定を受けた方
-----	---

課題及び施策の方向

本サービスを必要とする方の把握が難しくなっています。

本サービスを必要とする方の把握に努めながら、障がい福祉サービスの利用を希望しているすべての方が、適切にサービスを利用することができ、そのことによって地域で安心して暮らし続けることができるよう、支援していきます。

7.4.2 障害者相談支援事業（地域生活支援事業）

現 状

障がい者などからの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他障がい福祉サービスの利用支援など、地域生活に必要な相談支援を行っています。現在、常勤の相談支援専門員が配置されている2か所の指定相談支援事業者に委託しています。

このほか、相談支援機能の強化を目的とした「市町村相談支援機能強化事業」、成年後見制度の利用を支援する「成年後見制度利用支援事業」が、相談支援事業として位置付けられています。

<市町村相談支援機能強化事業>

相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、社会福祉士や保健師、精神保健福祉士などの専門的職員を配置することにより、相談支援機能の強化を図ります。

<成年後見制度利用支援事業>

知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用など）、後見人などの報酬の全部または一部を助成し、成年後見制度の利用を支援します。

図表IV-63 利用者数 (単位：延人数)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
障害者相談支援事業	345	207	457

課題及び施策の方向

制度を知らない方が多くいます。

このため、市広報紙、ホームページなどを活用し、制度の周知を図ります。

障がい者に適切な支援・対応が行えるよう、民生委員や各障害者相談員、身近な関係施設・関係機関との連携を取れるようにネットワーク化を進め、相談体制の基盤となる連携・連絡体制の強化をして相談体制の整備を図っていきます。

また、指定相談支援事業者に委託することも可能なことから、障がい特性に応じた指定相談支援事業者に委託することで、3障がいに対応できるような相談体制の更なる確立に努めるとともに、身近で気軽に相談できる体制の充実を図ります。

IV - 8. 地域で支え合う体制づくり

8.1 社会福祉協議会の活動の推進

社会福祉協議会(社協)は、社会福祉法により「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置づけられ、全国各都道府県・市区町村に設置されています。

社協は、地域のみなさんやボランティア・社会福祉関係者などの幅広い分野の関係者の参加に支えられ、住民が安心して暮らせる福祉コミュニティづくりと地域福祉の推進を使命とする組織です。

また、民間組織としての「自主性」と広く住民のみなさんや福祉関係者に支えられた「公共性」という2つの側面を合わせもっています。

事業内容

- ・法人運営事業・地域福祉活動推進事業・地域ケアシステム推進事業・高齢者福祉事業
- ・障害者福祉事業・福祉サービス利用援助事業(日常生活自立支援事業)
- ・地域活動支援センター事業・ボランティア活動事業・在宅福祉サービスセンター運営事業
- ・介護保険事業・生活管理指導事業・障害者移動支援事業・障害福祉サービス事業
- ・介護予防総合支援事業・石岡市乗合いタクシー運行事業・資金貸付事業
- ・社協会員組織活動事業・共同募金活動事業・広報活動事業・善意銀行運営事業
- ・入れ歯回収BOX設置事業・基金積立運営事業・ふれあいの里石岡ひまわりの館管理事業
- ・農村高齢者センターの経営

8.2 権利擁護などの利用と周知

8.2.1 日常生活自立支援事業 (社会福祉協議会実施事業)

この事業は、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などの判断能力が不十分な方が自立した地域生活を送れるよう福祉サービスの利用援助を行うことにより、その方の権利を擁護することを目的とします。

利用に際しては、利用者と社会福祉協議会が契約し、それに基づき社会福祉協議会はサービスを提供し、利用者は利用料を支払います。

サービス内容は、「福祉サービスの利用援助」・「日常的金銭管理サービス」・「書類等の預かりサービス」となっていますが、ここでは地域で生活するために必要な福祉サービスの契約や金融機関とのやりとりなどの手続きの援助をしています。

図表IV-64 利用者数 (単位：人)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
日常生活自立支援事業	3	2	2

8.2.2 成年後見人制度

現 状

成年後見人制度は、日常生活自立支援事業と異なり、民法による法制度です。

認知症高齢者や知的障がい者など、精神上的の障がいによって判断能力の十分でない人々が一方的に自分に不利な契約を結ばないように、一定の決められた方が、本人の不十分な判断能力を補い保護する制度です。

課題及び施策の方向

鑑定料などの費用が高額である場合や、後見人などの開始まで相当な期間を要することから制度の普及が図られておらず、十分に活用されていません。

定期的な広報への掲載、制度説明会の開催などによって制度内容の周知を図り、積極的に活用を促し、制度の普及を図ります。

また、障害者自立支援法の「相談支援事業」として「成年後見制度利用支援事業」が位置付けられており、本制度の周知と併せて利用の促進を図ります。

図表IV-65 成年後見制度と日常生活自立支援事業の概要

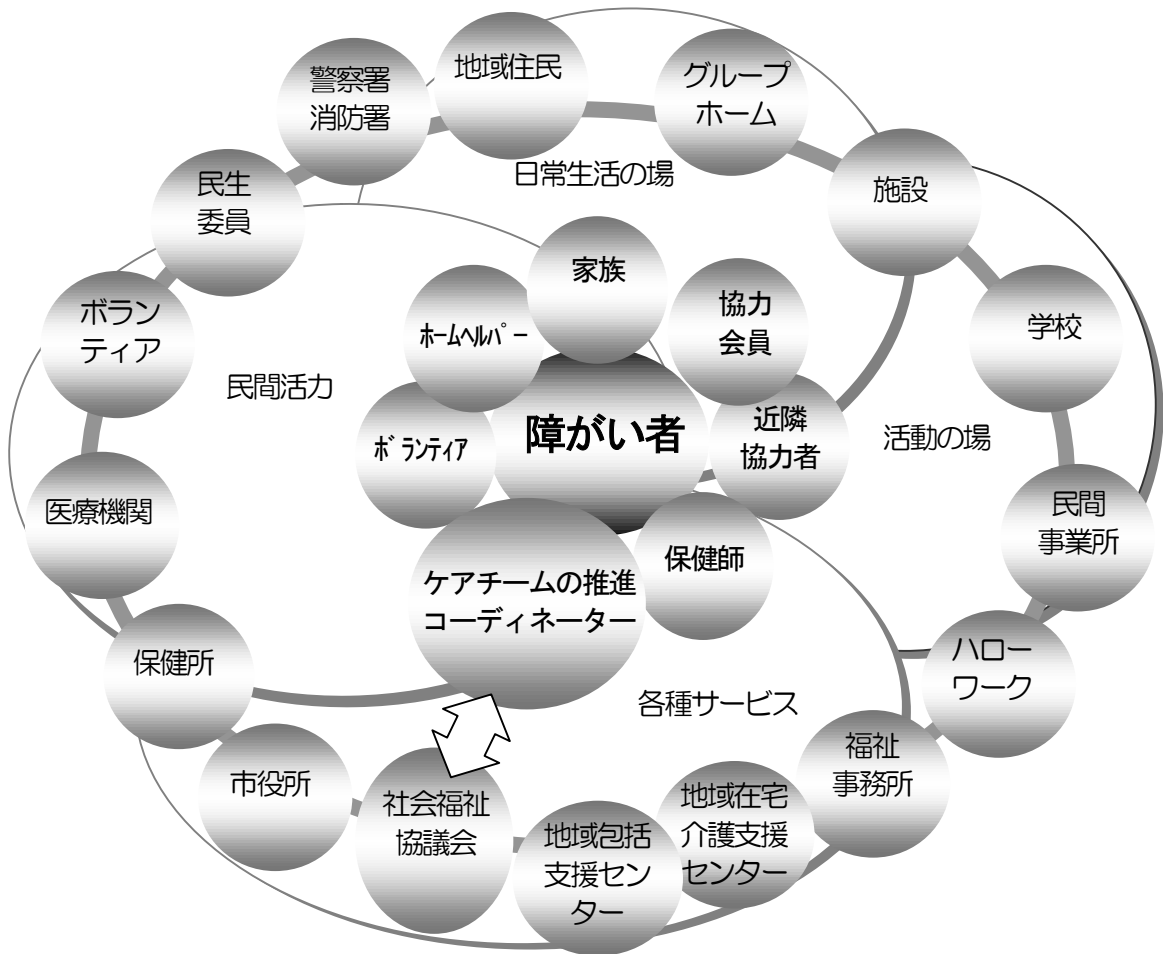
	成年後見制度	日常生活自立支援事業
援助者	後見人・補佐人・補助人	専門員・生活支援員
窓口	弁護士会、司法書士会、社会福祉士会など	社会福祉協議会
費用報酬負担	自費	相談：無料 援助：有料
手続き	本人・配偶者・4親等内の親族	本人
内 容	財産管理・身上監護	相談・日常の金銭管理 福祉サービスの利用援助・書類などの預り
代理権	—	あり (福祉サービス契約・日常金銭管理)
監督機関	家庭裁判所・役員監督人・その他	専門員・契約締結審査会 ・運営適正化委員会 ・茨城県社会福祉協議会

8.3 地域ケアシステム推進事業（社会福祉協議会実施事業）

在宅の高齢者や障がい者、難病患者、子育て中の方などの要援護者すべてに対して、最適、効率的かつ確実な福祉・保健・医療の各種在宅サービスを提供するため、対象者に対して地域社会全体で取り組み総合的なケアを提供できるよう体制を整備します。

誰もが安心して暮らせる福祉意識に裏づけられた地域社会づくりを目的に石岡市社会福祉協議会が実施、推進しています。

図表IV-66 地域ケアシステムネットワークイメージ

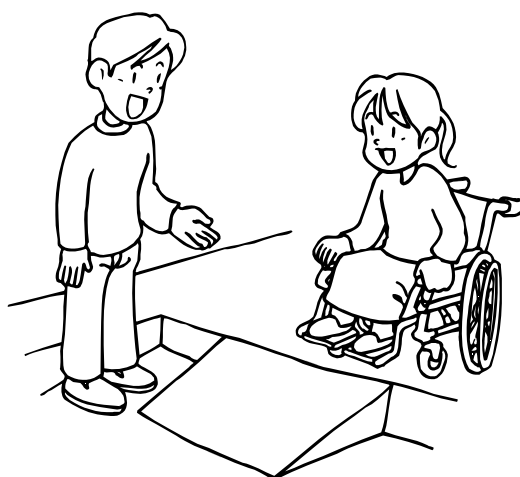
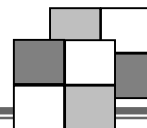


8.3.1 在宅ケアチーム

事業の実施にあたっては「コーディネーター」の呼びかけによってケアチームを結成し、必要に応じて関係者によるサービス調整会議を開催しています。

石岡市の障がい者などにおいては、平成23年10月現在、20チームの活動が行われており、今後は各組織間の連携の充実を図っていきます。

V 障がいのある方とともに 安心して生活できる環境の構築



V 障がいのある方とともに安心して生活できる環境の構築

V - 1. 情報提供

1.1 広報紙による情報提供

行政サービスが複雑多岐にわたっている今日、その情報を詳細に広報することが必要です。しかし、視覚に頼る情報源が主流を占める現在、それらを利用することができない方たちに適切に情報を提供していくため、点字及び音声による情報提供を進めています。

また、障がいのある方で一人世帯の場合は、申請により広報紙の個人郵送を行っています。

1.1.1 点字広報（市報）

現 状

市報を点訳することにより、視覚障がい者に対して市政情報を提供することを目的に行っています。点字広報（1日号、15日号）については、社会福祉協議会がボランティアグループ「点字を学ぶ会つくし」に依頼し、作成・配布しています。

課題及び施策の方向

今後も市報の点訳による情報提供をしていくとともに、障がいのある方がどのような情報を必要としているのかを的確に捉えるため、社会福祉協議会、庁内各課及びボランティアグループとの連携を図っていきます。

1.1.2 声の広報（市報）

現 状

視覚障がいのある方などを対象に、広報紙の掲載内容の一部をテレホンサービスにより情報提供をしています。

声の広報（1日号、15日号）については、社会福祉協議会がボランティアグループ「ひびきの会」に依頼し、作成・配布しています。

課題及び施策の方向

今後も市報の音訳による情報提供をしていくとともに、障がいのある方がどのような情報を必要としているのかを的確に捉えるため、社会福祉協議会、庁内各課およびボランティアグループとの連携を図っていきます。

V - 2. 防犯・防災体制の確立

2.1 防犯・防災体制

現 状

発語機能または、聴覚に障がいのある方からの通報を確実にすることを目的として「119番通報」のFAX受信を行っています。

電話機での会話による通報は困難が予想されますので、申し出のあった世帯に対しては、訪問して通報用紙による「FAX119番」通報の要領を説明、通報を受けた場合は、通報者に受診確認用の送信用紙を送付して、通報者を安心させるよう取り組んでいます。

市内において、「FAX119番」登録者は、17世帯21人です。

課題及び施策の方向

障がいのある方が安心して家庭や地域で生活するためには、防犯・防災対策は、基本的な課題です。障がいのある方が安心して暮らせるよう、地域で見守ることができる体制づくりの確立を図っていく必要があります。

防災については、現在までに「FAX119番」の通報例がなく、定期的に通報訓練を実施しないと通報ができなかったり、また通報が遅れる恐れがあります。

「FAX119番」による通報が可能な旨の周知とFAX通報用紙の配布を積極的に推進していきます。

また、将来的には、現在普及している携帯電話や電子メールが、発語機能障がい者にとって有効なコミュニケーションの手段の一つとなることが予想されますので、携帯電話・電子メールによる通報システムを含めて検討を行う必要性があります。

住宅火災における死者が平成15年から毎年1,000人を超え、消防法により、平成23年6月1日から全ての住宅に「住宅用火災警報器」が設置義務となったことから、障がいのある方が早期に火災の発生を認知するために「住宅用火災警報器」の設置を推進（給付）し、被害の軽減を図る必要があります。

2.2 緊急通報システム貸与事業

現 状

ひとり暮らしなどで安否の確認が必要な高齢者や重度障がい者を対象に、緊急通報システム事業を実施し、日常生活上の緊急事態における不安を解消するため平成4年3月から行っており、平成23年3月31日現在で386世帯に貸与しています。

設置費用は、生活保護法による被保護世帯（単給世帯含む）と生計中心者が前年所得税非課税世帯の方は無料ですが、所得税が課税されている世帯については負担があります。

設置後の電話基本料・通話料は自己負担となります。

なお、聴覚障がい者に対しては、FAXとの併用により対応を行っています。

図表V-1 設置件数 (単位：件)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
緊急通報システム事業	348	372	386

①発報時の消防署の対応

通報者から「火災」・「救急」などが告げられれば、適切な指示を行うとともに消防車、救急車を出動させます。また、発報はあったが応答がない場合でも、協力者(隣人、親族など)による確認協力と併せて救急車を出動させ、安否を確認しています。

②利用状況

平成22年度の緊急通報の発報では77件あり、うち救急車が出動したものは60件でした。

図表V-2 発報件数 (単位：件)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
緊急通報の発報	78	32	77
うち、救急車の出動	56	27	60

課題及び施策の方向

平成4年3月から開始した事業のため、一部で老朽化した家庭用端末機があります。このため、老朽化への対応を随時行っています。

また、住民相互の地域的つながりが薄くなり、緊急時の協力者の確保が困難になってきています。引き続き、ひとり暮らしの利用者が抱える不安を軽減し、安心した日常生活を維持できるように努めます。

V - 3. 住環境の整備

3.1 住環境の整備

3.1.1 市営住宅

現 状

障がいのある方が地域社会の中で自立した日常生活や社会生活を営むため、ユニバーサルデザインに配慮したバリアフリー化による住生活環境の整備がもとめられています。

現在、市が管理する市営住宅のうち8戸（全戸数の1.3%）をバリアフリー対応の住宅として供給しています。

図表V-3 市営住宅の状況 (単位：戸)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
市営住宅管理戸数	613	612	608
一般向住宅	589	588	584
石岡地区	564	563	561
八郷地区	25	25	23
老人向住宅	8	8	8
母子向住宅	8	8	8
車いす対応住宅	8	8	8

課題及び施策の方向

既存の市営住宅は、構造的にエレベーター設置などの改修によるバリアフリー化が難しい現状です。

『石岡市市営住宅ストック総合活用計画』及び『石岡市営住宅長寿命化計画』に基づき実施が予定されている市営住宅の新築・改築の際には、物理的障壁を生み出さないようバリアフリーデザインによる施設計画を重視し、誰もが利用しやすい居住環境となるようユニバーサルデザインの原則に配慮した整備を行います。

3.2 住宅整備

3.2.1 障害者住宅整備資金貸付事業

現 状

障がい者又は障がい者と同居する世帯に対し、障がい者の居室などを新築又は増改築もしくは改造するために必要な資金の貸付を目的に行っています。

図表V-4 障害者住宅整備資金貸付事業

対象者	貸付を受けることができる方は、市内に2年以上居住する障がい者または障がい者と同居する親族 ① 1級から4級の身体障害者手帳を有する方 ② ㊸とAに該当する療育手帳を有する方 ③ ①、②に準ずる重度障がいを有し、市長が特に認めた方
限度額	200万円（返済期間10年以内）
利 率	条例に定める利率（財政融資資金の貸出利率）

図表V-5 利用件数

（単位：件）

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
障害者住宅整備資金貸付事業	2	2	1

課題及び施策の方向

的確なニーズの把握に努めていますが、ニーズがなかなか出てこないのが現状です。

今後は、窓口でのPR（障がい者手帳交付時の説明、パンフレットの活用）を図り、ニーズの把握に努めます。

V - 4. 移動手手段の確保

4.1 石岡市乗合いタクシー運行事業

現 状

移動制約者の足の確保と交通不便（空白）地域の解消などを目的として、平成19年度から石岡市全域で運行を行っています。この乗合いタクシーは、自宅や指定の場所から目的地までを乗り合わせて送迎サービスを行うものです。登録したすべての市民が対象ですが、障がい者手帳を提示していただくことにより、ご本人及び付き添いの方に対する乗車料金の割引があります。

図表V-6 利用件数 (単位：件)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
乗合いタクシー運行事業	47,756	48,133	38,051

目的地まで乗り合わせて送迎するため、時間に余裕をもって移動することが必要です。また、電話予約による乗車受付のため、希望する時間の便ではなく次便以降の乗車予約を案内することもあります。

誰でも公平に利用していただくため、予約をせずに利用することは、原則として認められません。今後も他の公共交通手段など（路線バス、一般タクシーなど）との調整を図りながら、移動手手段の確保を図っていきます。

4.2 在宅福祉（有償）サービス

社会福祉協議会では高齢者や障がい者、子育て家庭を対象に、地域住民がその地域の生活支援を必要とする方へ福祉サービスを提供する、会員制在宅福祉（有償）サービス事業を行っています。

移送サービス

通院送迎（要介護認定者、歩行困難者、身体障害者手帳1～3級をお持ちの方、療育手帳ⒶとAをお持ちの方）

課題及び施策の方向

利用会員は増加傾向にありますが、それに対し協力会員は不足しているため、利用者の要望に充分応えられない状況にあります。

広報活動によりサービスのPRと必要性を広く住民に訴え、協力会員の発掘と育成にあたります。

4.3 重度心身障害者福祉タクシー利用料金助成

現 状

社会福祉課が窓口となって、重度の在宅心身障がい者（児）が、医療機関などへの通院などに要するタクシーまたはリフトタクシー料金の一部を助成することを目的に行っています。

リフトタクシーとは、車いすを使用している方を直接かつ安全に輸送できる昇降装置などを装備した車両です。

次の各項目の一つに該当する方が対象です。（ただし、自動車税・軽自動車税の減免を受けている場合を除きます。）

図表V-7 重度心身障害者福祉タクシー利用料金助成

対象者	①障がい程度が1級から3級の身体障害者手帳をお持ちの方 下肢機能障がい4級の方 ②障がい程度がB又はAの療育手帳をお持ちの方 ③1級または2級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
限度額	1回乗車につき、初乗り運賃分 年間24回分 慢性人工透析治療を受けている方は年間48回分

図表V-8 利用件数 (単位：件)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
タクシー利用料金助成	2,572	2,566	2,445

課題及び施策の方向

利用者の中には、利用枚数が足りない方がいます。

この事業は市単独の事業です。市単独事業は事業の見直しなどを迫られている状況の中、福祉サービスの後退を招かないよう、サービスの必要性を強調し、理解を求め予算の確保に努めていきます。

4.4 自動車運転免許取得費助成 (地域生活支援事業)

現状

身体障がい者が、自動車運転免許を取得するために茨城県指定自動車教習所において要した費用について助成しています。

図表V-9 自動車運転免許取得費助成

対象者	①石岡市内に居住し、1～4級の身体障害者手帳をお持ちの方 ②社会参加のために免許を取得する方 ③運転適正試験に合格した方
助成費	教習費用のうち、助成基準額150,000円を上限として、その3分の2以内を助成します。

例) 教習費用	助成基準額	助成額
180,000円	⇒	150,000円 × 2/3 = 100,000円
120,000円	⇒	120,000円 × 2/3 = 80,000円

図表V-10 利用者数 (単位：人)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
自動車運転免許取得費助成	0	0	1

課題及び施策の方向

広報などでの周知が徹底されていないため、制度を知らない方がまだいます。

このため、市広報紙、ホームページなどを活用し、制度の周知を図っていきます。

本事業は、障害者自立支援法による「地域生活支援事業」のなかの「社会参加促進事業」として位置づけられています。今後も、身体障がい者の社会参加や日常生活の向上を図る事業であることから、適正なニーズの把握・制度の周知に努めていきます。

4.5 自動車改造費助成（地域生活支援事業）

現 状

重度身体障がい者が、就労などのために使用する自動車のハンドル、ブレーキ、アクセルなどを改造する必要がある場合に、その費用を助成しています。

図表V-11 自動車改造費助成

対象者	障がい程度1, 2級の上肢・下肢又は体幹機能障がい者で、特別障害者手当の所得制限額を超えない世帯に属する方 (ただし、当該年度から起算して過去5年間のうちに当該補助をうけていない方)
助成費	限度額 100,000円

図表V-12 利用件数

(単位：件)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
自動車改造費助成	1	0	0

課題及び施策の方向

広報などでの周知が徹底されていないため、制度を知らない方がまだいます。

このため、市広報紙、ホームページなどを活用し、制度の周知を図っていきます。

本事業は、障害者自立支援法による「地域生活支援事業」のなかの「社会参加促進事業」として位置づけられています。今後も、身体障がい者の利便を図る事業であることから、適正なニーズの把握・制度の周知に努めていきます。

V - 5. バリアフリーのまちづくり

5.1 公共施設のバリアフリー化

公共施設について近年建築されたものは、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(ハートビル法)」により、障がいのある方に配慮した整備が図られています。しかし、それ以前のものについては、障がいのある方に配慮されていない場合があり、また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により損壊しているものもあるため、早急な整備が求められています。

5.1.1 市庁舎のバリアフリー化

現 状

現在、玄関アプローチについては、スロープ・手すりの設置及び点字ブロックタイルの設置、玄関入口盲人用チャイムを設置してあり、1階ロビー及び窓口については、点字ブロックタイルの設置、車いすのまま記載できるローカウンター及び障がい者用トイレを整備しています。また、仮設庁舎についても、スロープ・手すりや、障がい者用トイレを設置して来庁者に対応しています。

支所庁舎については、障がい者対応駐車場、スロープの設置及び点字ブロックタイルが設置してあり、本庁舎同様、1階窓口点字ブロックの設置、各課ローカウンター及び障がい者用トイレを整備してあり、来庁者に対応しています。

課題及び施策の方向

入口や通路に段差のある個所があります。スロープを設置するなどして、改善に努めます。また、将来の新庁舎建設では、バリアフリー新法に則りすべての人に使いやすい庁舎を目指します。

支所庁舎については平成6年建築ですが、1階会議室正面からのスロープが整備されていないため、改修などを検討していく必要があります。

5.1.2 道路・公共交通機関のバリアフリー化

現 状

「外出の際に困ること」のアンケートについて、「公共交通機関が利用しにくい」、「道路や施設に段差が多い」といった回答が多く寄せられています。

高齢者や障がいのある方が安心して移動できるように、県において、県道・駅前停車場線と国道355号線の中町通りを電線地中化事業とともに歩道のバリアフリー化を進めました。

課題及び施策の方向

歩道などのない既存道路の再整備については、予算の確保などの財政的な面もありますが、歴史のみち整備事業などにより計画的に推進していきます。

また、今後も県や関係機関などとの連携強化を図り、電線地中化事業を進めながら段差が少ない歩道の整備に取り組んでいきます。

5.2 公園の整備

5.2.1 都市公園の整備

現 状

良好な都市環境の形成のために、市民の憩いの場や災害時の避難場所となる、多様な効用をもつ公園整備を計画的に進めております。現在、石岡市内の都市公園数は26か所となっています。

図表V-13 公園数 (単位：か所)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
都市公園	25	25	26

課題及び施策の方向

バリアフリーに対応できていないトイレがあります。
トイレなどの改修については、高齢者や障がい者に配慮したバリアフリー化を推進します。

5.2.2 運動公園の整備

現 状

石岡運動公園体育館は、バリアフリー化されており、1階の障害者室では、競技観戦ができ、障がい者用トイレも整備されており、同敷地内にある屋外トイレ(3か所)も、障がい者用トイレが整備されています。

柏原野球公園野球場は、障がい者用の観客席及び多目的トイレは整備されています。また、サッカー公園、球技公園施設の障がい者用トイレも整備されていますが、施設入口の段差解消や、施設内での競技観戦(ベンチなど)はできていません。

課題及び施策の方向

各施設入口で段差がある個所があります。
段差解消や、施設内での競技観戦(ベンチなど)ができるよう、今後検討し、施設の整備に努めます。

5.2.3 史跡公園の整備

現 状

常陸国分尼寺跡は、史跡保護の整備が行なわれ、史跡入口に設置された見学者用トイレには、障がい者用トイレが併設されています。

舟塚山古墳の見学者用駐車場には、平成16年に環境に配慮したバイオトイレが設置されましたが、障がい者用トイレは整備されていません。

また、将来的には瓦塚遺跡を史跡公園として整備していく予定です。

課題及び施策の方向

障がい者用トイレが整備されていない公園があります。
今後の史跡整備にあたっては、高齢者や障がい者が見学できることを配慮した整備に努めます。

5.2.4 観光施設の整備

現 状

市内には、四季折々の花が楽しめる茨城県フラワーパークや常陸風土記の丘、筑波山のふもとに広がる豊かな自然を満喫できるやさと温泉ゆりの郷やつくばねオートキャンプ場など気軽に楽しめる観光スポットが点在しています。

茨城県フラワーパークでは、車いすが園内入口ゲートに7台、園内バリアフリー化はほぼ整備されており、障がい者用トイレが駐車場、事務所裏、大温室前の3か所に設置されています。

常陸風土記の丘では、車いすが園内入口事務所に5台、園内バリアフリー化はほぼ整備されており、障がい者用トイレが有料エリア、食堂裏の2か所に設置されています。

やさと温泉ゆりの郷では、施設内バリアフリー化はほぼ整備されており、障がい者用トイレが浴場前に設置されています。

朝日里山学校では、車いすが校舎入口に2台、障がい者用トイレが校舎裏に設置されています。

つくばねオートキャンプ場では、施設内バリアフリー化はほぼ整備されており、障がい者用トイレがフリーサイト、オートサイトの2か所に設置されています。

国民宿舎つくばねでは、車いすが施設入口に2台、施設内バリアフリー化は一部整備されており、障がい者用トイレは設置されていません。

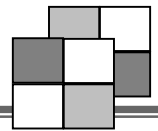
図表V-14 施設のバリアフリー化

区分	車いす	バリアフリー化	障がい者用 トイレ	場所
茨城県フラワーパーク	7台	ほぼ整備済み	3か所	駐車場奥、事務所裏(池の前)、大温室前
常陸風土記の丘	5台	ほぼ整備済み	2か所	有料エリア、食堂裏
やさと温泉ゆりの郷	0台	ほぼ整備済み	1か所	浴場前
朝日里山学校	2台	未	1か所	校舎裏
つくばねオートキャンプ場	0台	ほぼ整備済み	2か所	フリーサイト、オートキャンプサイト
国民宿舎つくばね	2台	一部整備	0か所	

課題及び施策の方向

障がい者や高齢者に配慮した施設整備を行なっておりますが、まだ、完全とはいえない状態です。障がい者や高齢者に配慮した施設の改善に努めます。

VI 障がいのある方の社会参加と自立の促進



VI 障がいのある方の社会参加と自立の促進

VI - 1. 福祉教育の推進

1.1 福祉教育推進校

現 状

市内小学校（19校）、中学校（8校）の協力のもと、児童・生徒を対象として社会福祉への理解と関心を高めるとともに、各施設でのボランティア活動を実践していく中で、他人への思いやり、温かい人間関係を大切にする「福祉の心」を育成していくものです。

現在、社会福祉協議会において各学校に対し、ボランティア意識を高めるための活動助成金7万円を上限に交付しています。

活動内容	<ol style="list-style-type: none">1.福祉意識啓発活動2.社会福祉についての調査活動3.校内での体験学習4.社会福祉施設への訪問、見学及びボランティア活動5.地域社会での交流活動や奉仕活動6.地域での社会福祉関係行事への参加・協力7.学校行事への招待8.各種募金活動への参加・協力9.近隣市町村ボランティア実践協力校との交流10.その他、事業目的達成のために必要な活動
------	--

課題及び施策の方向

現在、総合学習課程のなかで「福祉の学習」を各学校にて地域の特性を生かし実践しています。活動助成金については、今後も継続して実施していき、各学校における福祉教育の推進を図っていきます。

1.2 小・中学生と障がい者（児）との交流

現 状

障がい者（児）と小・中学生との交流を図り、福祉教育を推進するとともに、児童生徒の奉仕精神を養うことを目的として行っています。

現在は、福祉教育の一環としてボランティア活動を実施していますが、福祉施設において、交流活動も実践しています。

活動内容	施設訪問を通しての交流活動(レクリエーション、ゲーム、会話など)、清掃活動など。社会福祉協議会において、石岡市中学生ボランティア体験講座を開催し、施設実習を実施しております。
------	---

課題及び施策の方向

活動に必要な時間の確保が難しく、児童生徒の選択的な活動の一つであるため、継続的な活動が確保されていません。

現在は夏休み期間中に福祉施設を訪問して障がい者（児）との交流を図っていますが、これからも児童生徒又は障がい者（児）の移送手段、活動場所などを検討しながら、安定した実施ができるよう努めていきます。

VI - 2. 障がい者団体への支援

2.1 身体及び知的障がい者関係団体への支援

現 状

市内障がい者団体に補助金を助成することにより、障がい者の社会参加と団体の組織的活動の促進を目的に行っています。

現在は「石岡市身体障害者福祉協議会」、「石岡市中心身障害児者父母の会」、「石岡市手をつなぐ育成会 野ばらの会」の3団体を支援しています。

図表VI-1市内障がい者団体（身体・知的）

団体名	会員数
石岡市身体障害者福祉協議会	59人
石岡市中心身障害児者父母の会	34人
石岡市手をつなぐ育成会 野ばらの会	26人

(平成23年3月現在)

課題及び施策の方向

各障がい者団体の運営は基本的に自主運営です。

自立と社会参加に向けた積極的な活動については、十分に理解しているところですが、近年の市財政事情により、団体への補助金の額が年々削減される傾向にあります。

各障がい者団体の活動に対し、今後も助成を継続していきますが、補助金の交付だけでなく、団体が関係する行事などへの支援並びにボランティアの派遣や公共施設の利用援助などの支援を推進していきます。

VI - 3. 教育の充実

3.1 保育所・幼稚園での障がい児の受け入れ

3.1.1 保育所における障がい児保育

現 状

障がいのある子どもへの保育所における対応については、適切な環境のもとで他の子どもとの集団生活を通して健全な発達が図られるよう、集団保育が可能な障がい児を公立保育所・民間保育所ともに受け入れています。

課題及び施策の方向

保育士を配置し、特にきめ細かな保育に努めていますが、障がいの種類や程度が異なり、それぞれの障がい児に対する専門的知識を有する保育士を要請することが困難な状況です。障がいの種類や程度に応じ、障がい児が安心して集団生活を送れるよう、看護師その他専門職の配置など、必要な合理的配慮が課題です。

障がい児に関する研修などに積極的に参加し、研修を受けた保育士が他の保育士に研修内容を伝達できるシステムを確立するなど、専門的な知識を有する保育士の養成に努めます。

また、障がい児の入所が定期的でないため、対応する保育士をいつでも配置できる体制を確立します。

3.1.2 幼稚園における障がい児の受け入れ

現 状

現在、東幼稚園では、入園の希望があれば、障がいの程度にかかわらず、健常者と一緒の場で教育を行っています。受け入れる際は、園児の障がいの程度に合わせ、施設の改善や職員の増員など対応していくことが必要となります。

課題及び施策の方向

平成19年4月に高浜幼稚園が東幼稚園に統合されたことから、東幼稚園において、障がい児に対応した施設整備や職員の知識の習得と理解の促進などを進め、障がい児を受け入れることのできる環境整備に努めています。

また、その際には、子育て支援の一環として施設を開放して、さまざまな子どもたちが触れ合うことができるような事業の実施を検討していきます。

3.1.3 放課後児童クラブにおける障がい児保育

現 状

障がいのある子どもへの児童クラブにおける対応については、他の子どもと一緒に集団生活を通して健全な育成が図られるよう受け入れています。

また、指導員を配置し、安全で細やかな保育に努めています。

課題及び施策の方向

障がい児に関する研修会などにも積極的に参加し、保育内容の向上に努めていきます。

3.2 就学のための支援

3.2.1 就学相談及び情報提供

現 状

障がいのある就学児の適正な就学相談や指導をすることを目的に行っています。

具体的には、障害児就学指導委員会で、判定された結果に応じた入級指導を行っています。

課題及び施策の方向

今後はさらに、保護者が子どもの障がい状況について把握できるよう情報を提供するために、障がいのある幼児の在園している幼稚園などに対し、適正な支援方法などについて指導援助を行っています。

3.2.2 ひまわり教室

現 状

石岡市に在住する就学前の障がい児の早期発見・早期治療を図るために設置しています。
現在1人の相談員が、情緒または言葉に問題のある3歳以上の幼児に対し、指導・相談を行っています。

課題及び施策の方向

ひまわり教室の広報により周知を図り、情緒や言葉に問題のある幼児の早期発見・早期治療を推進するとともに、保護者との連絡を密にして時間・日程などの調整をして、できるだけ指導を受けることのできる体制づくりに努めます。

3.2.3 特別支援教育就学奨励費補助金

現 状

特別支援学級へ就学する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減することを目的に、その負担能力に応じ就学のため必要な経費についてその一部を補助しています。

課題及び施策の方向

所得の未申告のため補助を受けられない場合があります。
保護者に対して所得申告をするよう指導の徹底を図り、補助を希望する保護者に対して負担能力に応じた補助を行っています。

3.2.4 就学時健康診断

現 状

学校保健法第4条・5条に基づき、就学予定者の心身の状況を的確に把握し、適切な就学を図るために、義務教育諸学校への初めての就学に当たって、保健上必要な勧告・助言を行っています。

図表VI-2 就学時健康診断の実施状況

対象者	市内に住所を有する次年度の就学予定者
実施場所	各小学校
実施時期	10月・11月中
検査内容	視力・聴力・知能検査・内科・眼科・歯科検診
検診結果	当日検診終了後、結果通知を保護者に渡します
周知方法	9月上旬、該当保護者宛に通知などを郵送 日程のお知らせを広報に掲載

課題及び施策の方向

未検診者が数名でてしまいます。
幼稚園・保育園（所）を通して必ず受けるよう周知していきます。

3.2.5 障害児就学指導委員会

現 状

障がいのある児童・生徒に対し適正な就学指導を行うため、これに係る必要な事項について調査審議を行っています。

次年度就学する児童については、保育園（所）・幼稚園などと協力しながら調査などを行った後、在学している児童・生徒については、各在学校の校内就学指導委員会において検討後、就学指導委員会に諮り、適正な就学について検討し指導を行っています。

課題及び施策の方向

就学指導委員会で、特別支援学級・養護学級の判定が出て保護者の同意が得られず、通常の学級に在籍している障がいのある児童・生徒がいますが、本人と保護者の意向を尊重し、一人一人の個性に合わせた配慮をし、障がいのあるなしにかかわらず、共に学べるようにすることが課題です。

保育園（所）・幼稚園など関係機関との連携を密にすることで教育相談体制を整備し、小・中学校の特別支援学級における相談機能の体制の整備を検討していきます。

3.3 障がい児教育

3.3.1 小・中学校における特別支援教育

現 状

障がいのある児童・生徒が自己の持つ能力や可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加ができるよう、一人一人の「生きる力」を培う教育の推進を図ります。

知的障害特別支援学級（石岡小・府中小・東小・三村小・北小・南小・杉並小・園部小・瓦会小・林小・恋瀬小・柿岡小・小幡小・小桜小・石岡中・府中中・城南中・国府中・園部中・有明中・柿岡中・八郷南中）、自閉症・情緒障害特別支援学級（石岡小・府中小・高浜小・東小・三村小・北小・南小・杉並小・園部小・柿岡小・石岡中・府中中・城南中・国府中・柿岡中）、言語障害特別支援学級（府中小・東小・葦穂小）において児童生徒への支援指導をしています。

平成23年5月1日現在の在籍者は123人となっています。

図表VI-3 在籍者数

（単位：人）

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
特別支援教育	110	124	125

課題及び施策の方向

今後は、障がいのある幼児・児童についての支援の工夫・改善に努めるとともに、学校内の通常学級や近隣の小・中学校の特別支援学級との交流の促進を図っていきます。

3.3.2 特別支援学校での教育（県実施事業）

現 状

ノーマライゼーションの進展に向け、障がいのある児童・生徒などの自立と社会参加を社会全体として、生涯にわたって支援します。

課題及び施策の方向

今後は、就学指導の在り方を検討していくとともに、特別支援教育（特別支援学校及び特別支援学級における教育に加えて、学習障がい児や注意欠陥・多動性障がい児など通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒への対応）を積極的に行っていきます。

VI - 4. 就労の促進

4.1 雇用促進

4.1.1 石岡市における障がい者の雇用

現 状

「障がい者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨に基づき、障がい者がそれぞれに適合する職場に就くことにより、地方行政を構成する職員の一人としてその能力を発揮することができるよう、障がい者の雇用の促進を図ります。

現在、石岡市においては法定雇用率をやや上回る数値となっています。

図表VI-4 雇用者数と雇用率

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
市職員数	559人	531人	516人
障がい者雇用数	12人	13人	14人
雇用率	2.15%	2.45%	2.71%
法定雇用率	2.1%	2.1%	2.1%

課題及び施策の方向

今後、市職員としての法定雇用率を維持できるよう障がい者の離職などを把握し、雇用できる体制整備を図り、各年度の退職者数を的確に把握し、順次、雇用できるようにしていきます。

4.1.2 求人・求職者情報の提供

現 状

石岡市としては、障がい者を対象とした「求人・求職者情報の提供 広報活動」に関する事業を単独では実施していませんが、国、石岡公共職業安定所及び石岡地区雇用対策協議会との連携により厳しい雇用情勢に対応するため、雇用情報の収集・把握を行っています。

石岡公共職業安定所及び石岡地区雇用対策協議会事業の中で、管内産業及び労働市場などの情報提供を行っています。

- 1) 障害者求職情報の発行
- 2) 障害者就職面接会開催の広報

※石岡地区雇用対策協議会

石岡市・小美玉市及び各商工会議所などが参加し、石岡商工会議所が事務局となっています。

課題及び施策の方向

地元の企業も厳しい状況にあり、なかなか就労に結びつかないのが現状です。
今後も石岡市としては石岡地区雇用対策協議会、茨城県県南地域求職活動援助事業に参加し、協力していきます。

4.1.3 職業相談・職業指導の充実

現 状

石岡市としては、障がい者を対象とした「職業相談・職業指導」に関する事業は実施していませんが、国、石岡公共職業安定所及び石岡地区雇用対策協議会、障害者就労・生活支援センター、NPO法人自立支援ネットワークをはじめとした各種支援機関の支援により、就労に向けた取組を行っています。

① 石岡公共職業安定所及び石岡地区雇用対策協議会事業の中での雇用対策及び調査研究

- 1) 雇用対策及び調査研究
 - 障がい者雇用状況の把握
 - 職業生活相談員の選任状況の把握
 - 石岡地区障害者雇用連絡会議
 - 障害者就職面接会

② NPO法人自立支援ネットワークなどの職業準備訓練など

- 職業生活での自立を図るため、継続的な支援を必要とする障がい者に対し、就職から職場定着に至るまでの相談・援助を一貫し行い、社会参加できるよう支援を行っています。

課題及び施策の方向

制度の周知が課題となっています。

石岡市としては、石岡公共職業安定所における「トライアル雇用制度」やNPO法人自立支援ネットワークなどにおける「職業準備訓練」などを活用し、就労に関わる情報の提供に努めていきます。

雇用の源になる経済基盤については、将来構想である「石岡かがやきビジョン」の中でも地域産業の強化・産業の創出などを推進し、それにとまなう雇用の創出が望まれますが、企業誘致に向けての奨励金の交付、中小企業金融の円滑化、中小企業者の金利負担の軽減を図り、雇用の創出にも努めてまいります。

4.2 就労移行支援事業

現 状

一般就労などを希望している方を対象に、事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援などを行うサービスとして、障害者自立支援法の「自立支援給付（訓練等給付）」として位置付けられています。

対象者	一般就労など（企業などへの就労、在宅での就労・起業）を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探しなどを通じ、適性にあった職場への就労などが見込まれる65歳未満の方
-----	--

課題及び施策の方向

この事業で訓練を受けても、就労に結び付かない場合があります。
就労移行支援事業については、おもに授産施設などを利用していた方の移行が想定されます。
施設利用者のニーズや施設事業者の意向を尊重しつつ、さまざまな情報提供などを行いながら、利用者のニーズに応じた就労移行支援が行われる環境整備に努めます。

4.3 就労継続支援事業

現状

就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導などを行うサービスで、これまで、授産施設や福祉工場などにおいてサービスが提供されています。

<A型>

通所により、雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導などを行います。

対象者	①就労移行支援を利用したものの企業などの雇用に結びつかなかった方 ②特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業などの雇用に結びつかなかった方 ③就労経験のある方で、現在雇用関係がない方
-----	--

図表VI-5 利用者数 (単位：人)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
就労継続支援事業A型	3	4	3

<B型>

通所により、就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）するとともに、一般企業などでの就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導などを行います。

対象者	①企業などや就労継続支援(A型)での就労経験があるが、年齢・体力面で雇用されることが困難となった方 ②就労移行支援を利用したが、企業などや就労継続支援(A型)の雇用に結びつかなかった方 ③50歳に達している方 ④試行の結果、企業などの雇用、就労移行支援や就労継続支援(A型)の利用が困難と判断された方
-----	---

図表VI-6 利用者数 (単位：人)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
就労継続支援事業B型	10	23	23

課題及び施策の方向

A型については、実施を予定している事業者が少なく、なかなか利用者を見込むことができない状況です。

このため、サービス提供事業者の確保並びに利用者のニーズに応じた提供体制の確保に努めます。

就労継続支援事業については、今後も、福祉的就労の場としての役割が大きいことから、施設利用者のニーズや施設事業者の意向を尊重しつつ、さまざまな情報提供などを行いながら、利用者のニーズに応じたサービス提供が行われる環境整備に努めます。

4.4 更生訓練費・施設入所者就職支度金の給付（地域生活支援事業）

4.4.1 更生訓練費給付事業

現 状

就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している方及び更生訓練を施設にて受けている方の更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図っています。

図表VI-7 利用者数 (単位：人)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
更生訓練費給付事業	3	1	1

課題及び施策の方向

利用が低迷しています。

このため、市広報紙、ホームページなどを活用し、制度の周知を図っていきます。

障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業として位置づけられています。必須事業ではありませんが、今後も本事業を継続していきます。

4.4.2 施設入所者就職支度金給付事業

現 状

自立支援給付を受け、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用していた方で、一般企業などに就職した方に対し、就職支度金を支給します。

図表VI-8 利用者数 (単位：人)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
就職支度金給付事業	0	2	0

課題及び施策の方向

一般企業などへの就職が難しい状況です。

障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業として本事業を実施し、社会復帰の促進を図っていきます。

4.5 職親制度

現 状

知的障害者福祉法及び石岡市知的障害者福祉法施行細則に基づき、知的障がい者の更生援護に熱意を有する事業経営者などが一定期間知的障がい者を預かり、職業や日常生活に必要なことを指導します。

課題及び施策の方向

利用者の把握が難しいため、当制度があまり活用されていません。
平成22年度末現在、石岡市において制度の利用者はいません。
今後は関係機関などとの連携を図り、周知の徹底を行い、利用者の掘り起こしを図ります。

4.6 公共職業安定所による支援

4.6.1 トライアル雇用制度

現 状

登録事業者に公共職業安定所（ハローワーク）が紹介する対象者（注）を短期間（原則として3か月間）試行的に雇っていただき、その後の常用雇用への移行や雇用のきっかけ作りを図る事業です。

現在、ハローワークでは特に障がい者だけを対象としたものではありませんが、雇用のきっかけ作りとしてトライアル雇用事業を行っています。

また企業にも働きかけ、このトライアル雇用に対して一定の奨励金の支給を受けることができ、雇入れにかかる一定の負担軽減を図ることができます。

（注）①45歳以上の中高年齢者 ②30歳未満の若年層 ③母子家庭の母など

④障がい者 ⑤日雇労働者・ホームレス

課題及び施策の方向

制度の周知が課題となっています。

公共職業安定所としての事業ですので、今後も連携を図りながら、情報の提供などの協力をしていきます。

4.6.2 ジョブコーチ制度

現 状

知的障がい者、精神障がい者などの職場適応を容易にするため、職場にジョブコーチを派遣し、きめ細かな人的支援を行います。

地域障害者職業センターにジョブコーチを配置して支援を実施するとともに、就労支援ノウハウを有する社会福祉法人などや事業主が自らジョブコーチを配置し、地域障害者就業センターと連携しながら、職場適応援助者助成金を活用して支援を実施します。

課題及び施策の方向

制度の周知が課題となっています。

公共職業安定所としての事業ですので、今後も連携を図りながら、情報の提供などの協力をしていきます。

また、就職に関する現実的な意識や技術を高めるとともに、就職に向けた取組を的確に行うよう支援する「精神障害者ジョブガイダンス事業」もありますので、石岡市としても引き続き制度の周知などの協力を努めます。

4.6.3 特定求職者雇用開発助成金制度をはじめとした各種助成金制度

現 状

就職が特に困難な障がい者などを公共職業安定所などの紹介により継続して労働者として雇用する事業者に対して、賃金の一部を助成する事業を行っています。

課題及び施策の方向

制度の周知が課題となっています。

窓口来所者との兼ね合いを考慮しながら、事業所訪問の回数を増やし、一層の制度の周知を図っていき、障がい者の雇用機会の拡大に努めていきます。

4.6.4 石岡地区障害者雇用連絡会議

現 状

石岡公共職業安定所では、石岡公共職業安定所管内の関係機関との密接な連携を図り、就職を希望する障がい者の就職の促進及び職業の安定を図ることを目的として行っています。

主な協議事項は次のとおりです。

- 障がい者の雇用に係る諸問題についての対応に関すること。
- 就職を希望する障がい者の把握に関すること。
- 障がい者の就職のための各種援護・対策に関すること。
- 障がい者の職場適応指導に関すること。
- その他障がい者の就職の促進に関すること。

課題及び施策の方向

就労移行支援事業者の把握に努め、会議への参加を求めながら、充実した連絡会議の開催に努めていきます。

4.7 障がい者製作製品の展示即売所の開設

現 状

茨城県内では、様々な障がいのある方が社会福祉施設や福祉センターなどで、手芸品や木工品・陶芸品・野菜・食品など様々なものを作っています。

障がい者の社会参加促進の一環として、このような障がい者の製作品品について多くの販売の機会を提供し、また販路を拡大して障がい者の「生きがい」を高めるとともに、障がい者に対する市民の理解を深めます。

課題及び施策の方向

現在、石岡市独自の展示即売所はありません。

このため、石岡市の福祉施設「ひまわりの館」内にある「ふれあいの店」を市内障がい者団体に管理運営を委任しています。また、毎年秋に開催している石岡市障がい者スポーツ大会時に、参加団体ごとに展示販売所を開設しています。

障がい者の生きがいづくりや社会参加を促進し、ひいては障がいのある方への理解を深めるという観点から今後とも積極的に支援をしていきます。

VI - 5. 生涯学習と生涯スポーツの推進

5.1 障がいのある方に優しい図書の整備

現 状

石岡市立中央図書館は、一般の書籍などと併せて、活字が大きく読みやすい「大活字本」(2,196冊)や作品を朗読により聴くことができる「朗読CD」(411作品)、「カセット文庫」(284作品)を通して、視覚や聴覚に障がいのある方々にも利用していただいております。

館内は、玄関に車いすを常備し、上階への移動はエレベーターや階段の手すりを利用していただいております。また、1階のトイレには多目的用トイレを設けております。

(※図書などの所蔵数は、H23.12.1現在)

課題及び施策の方向

中央図書館建物の経年による老朽化と図書資料などの増加による建物の狭あい化に伴い、書架スペースの動線の劣化を招いてしまい、車いすや介助者を伴う移動が停滞してしまうことがあります。

施設や設備の老朽化、狭あい化の課題の解決に取り組みながら、「大活字本」や「朗読CD」をはじめとした図書や視聴覚資料の充実を図ることで、障がいのある方々にも利用しやすい図書館環境を整備して参ります。

5.2 石岡市障がい者スポーツ大会 (地域生活支援事業)

現 状

障がい者の社会参加を促進することを目的とし、障害者自立支援法に基づく「地域生活支援事業」の「社会参加促進事業」として、障がい者団体、福祉施設、各種ボランティアなど多くの方々の参加により実施しています。平成23年度は、第19回となり641人の参加がありました。

課題及び施策の方向

団体や施設の参加が多く、個人での参加が少なくなっています。

多くの方が参加できるように、「石岡市障がい者スポーツ大会」の開催について、広報の充実を図っていきます。

今後も、障がい者の社会参加促進のために継続して実施してまいります。

5.3 ニュースポーツの普及

現 状

ニュースポーツは、高齢者や障がい者、幼児の体力づくり、健康管理を目的に考案されたもので、いろいろな種類があります。

現在、石岡市では、県などが主催するニュースポーツの研修会などに市職員、スポーツ推進員が参加して、技術やルールなどの取得に努めています。

課題及び施策の方向

名前のお通り、新しいスポーツであるため、それを広くPRし、普及させることが課題であり、合わせて競技用の備品購入や、指導員などの養成も必要になります。

今後はニュースポーツの講習会や研修会などを開催し、市民に競技方法・技術指導を行い、競技の普及に努めます。

5.4 障がいのある方に配慮した体育施設の整備

現 状

市内の社会体育施設は、障がいのある方に対応するための整備に努めていますが、全て対応しているとはいえない施設があります。

図表VI-9 施設のバリアフリー化

	駐車場	スロープ	トイレ	観戦場所
石岡運動公園	○	○	○	○
八郷総合運動公園	×	△	○	×
柏原野球公園	×	○	○	○
柏原サッカー公園	×	×	○	×
柏原球技公園	×	×	○	×
石岡海洋センター&プール	○	×	×	×
石岡小屋内温水プール	○	○	○	×

染谷野球場・小井戸運動広場・少年スポーツ広場は一切ありません。

○＝対応している △＝一部対応している ×＝対応できていない

課題及び施策の方向

今後、障がいのある方に配慮した社会体育施設の整備改修に努めます。

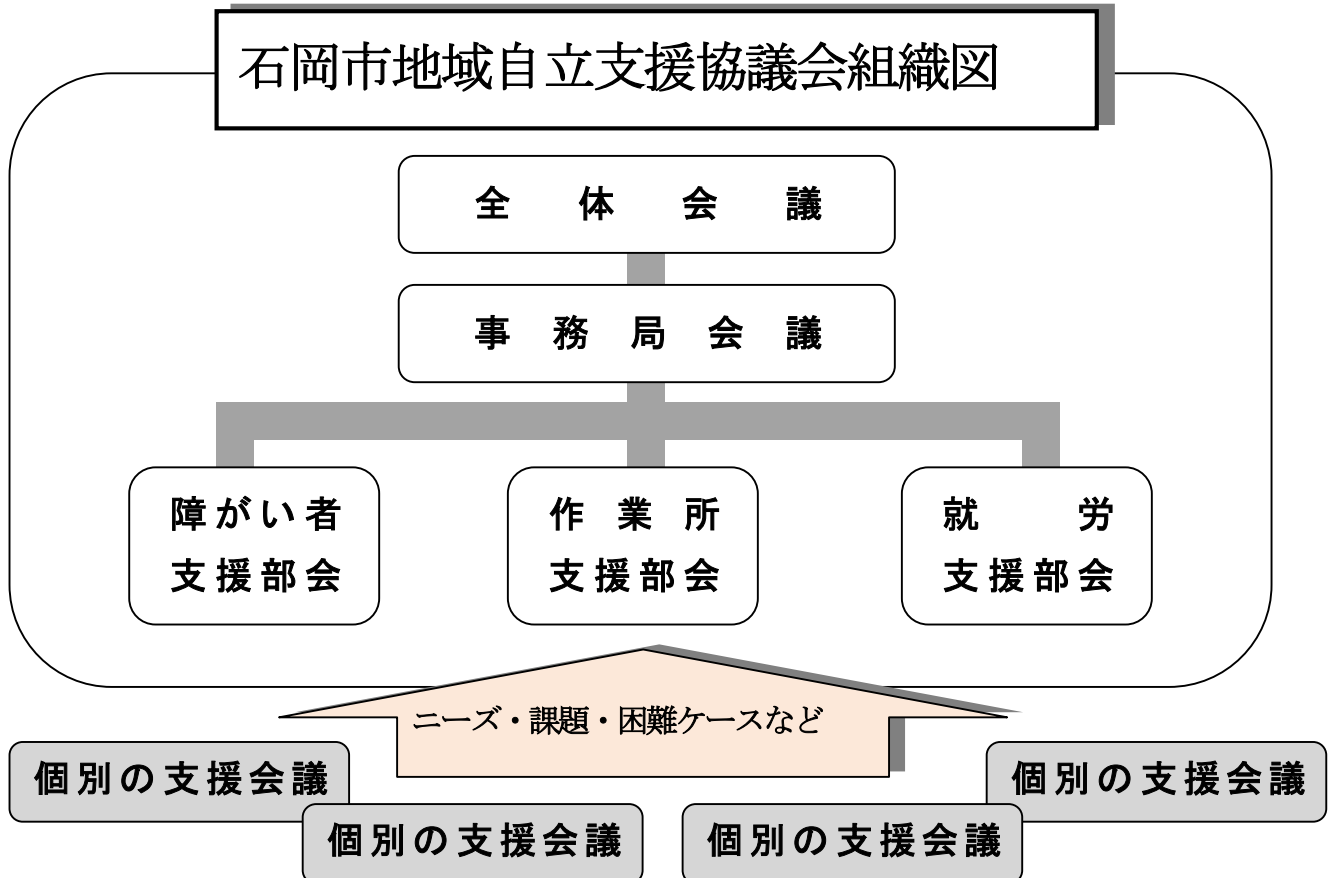
VI - 6. 障がい者の自立

6.1 自立支援協議会の活用

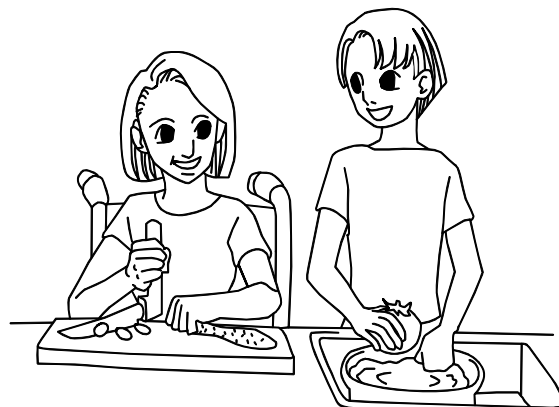
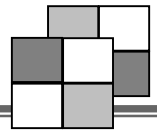
地域の障がい福祉に関するシステムづくりについて中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、障害者自立支援法第77条第1項及び障害者自立支援法施行規則第65条の10に基づく「石岡市地域自立支援協議会」を平成20年度に設置しました。障がいのある方が障がいのない方とともに暮らせる地域をつくるため、障がい福祉に係る関係機関が情報を共有し、地域の課題解決に向け協議を行うための会議です。

図表VI-10 地域自立支援協議会の主な機能と構成

主な機能	<ul style="list-style-type: none"> ・相談運営事業の運営 ・困難事例への対応のあり方に関する協議、調整 ・地域の関係機関によるネットワーク構築に向けた協議 など
構成	<ul style="list-style-type: none"> ○相談支援事業者 ○保健、医療関係者 ○障がい者団体 ○障がい福祉サービス事業者 ○教育、雇用関係機関 ○行政機関など
会議と部会	<ul style="list-style-type: none"> ○全体会議 ○事務局会議 ○専門部会 <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者支援部会 ・作業所支援部会 ・就労支援部会



VII 市民の障がい者支援への参加促進



Ⅶ 市民の障がい者支援への参加促進

Ⅶ - 1. 障がいへの理解の促進

1.1 啓発活動

現 状

障害者基本法及びノーマライゼーションの理念に基づき、障がいのある方への理解を促進することは、障がいのある方への施策、サービスを行う上で基本的な部分であることから、ノーマライゼーションの理念の実現に向けて、障がい者への正しい理解や啓発活動を積極的に推進します。

現在、石岡市障がい者スポーツ大会の実施、福祉施設「ひまわりの館」内売店への障がい者団体の出店をしています。

なお、平成23年10月から、障がいのある方などが気兼ねなく公共施設や商業施設の駐車場を利用できる「いばらき身障者等用駐車場利用証制度」が開始されました。

課題及び施策の方向

障がいのある方への正しい理解を促進することは、障がい者施策の根幹となる最も重要な部分であるとの再認識をもつことが必要と考えています。

「第2期石岡市障がい者基本計画」及び「第3期石岡市障がい福祉計画」においても最も重要な施策としての認識のもと、啓発などの活動を積極的に推進していきます。

1.2 障がい者の文化・芸術作品の展示

現 状

障がい者の社会参加への促進の一環並びに障がいのある方への理解を深めることを目的として行っています。

課題及び施策の方向

現在、常設展示場の設置がないため、一時的な展示となっています。

障がいのある方には芸術性の高い作品を手掛ける方がいますので、交流の機会を持つという意味においても積極的に推進していきます。また、石岡市内の公共施設などに障がい者作品の臨時展示場を開設していますが、今後、常設展示場を検討していきます。

1.3 精神障がいについての正しい知識の普及

現 状

社会復帰の基盤整備を進めるうえで、精神障がいについての正しい知識の普及や誤解・偏見除去を進めていくことは不可欠であり、社会復帰をはじめ、精神障がい者の住み良い社会づくりにつながる支援などについても行政が積極的に推進する必要があります。

地域啓発については、茨城県、関係機関と連携して計画・実施しています。

課題及び施策の方向

精神障がい者福祉事業の中で、最も重要な部分であるとの認識のもと、関係担当部署並びに関係機関との連携強化を図りながら講習会や研修会などの開催を検討していきます。

VII - 2. 市民の主体的な福祉活動の推進

2.1 市民ボランティア講座の強化

現 状

ボランティア活動は、多種多様に及びますが、高齢者・障がい者への支援及び交流を図ることを目的とした、福祉ボランティア活動をするために専門的知識・技術を会得するためのものを社会福祉協議会と連携を図り、各種ボランティア養成講座の開講を検討し、ボランティアの底辺拡大を図る必要があります。

現在、社会福祉協議会において、聴覚障害者自立支援ボランティアの養成を目的とした手話奉仕員養成講座、視覚障害者自立支援ボランティアの養成を目的とした、朗読ボランティア養成講座、点字・点訳ボランティア養成講座、ガイドヘルプボランティア養成講座を開講しています。

その他、市民のニーズに応え、傾聴ボランティア養成講座、防災（災害）ボランティア養成研修会、ボランティア入門講座も開講しております。

平成23年度の開催状況は以下のとおりです。

- (1) 手話奉仕員養成講座
 - ・ 入門課程コース：全25回
 - ・ 基礎課程コース：全25回
- (2) 朗読ボランティア養成講座：全10回
- (3) 点字・点訳ボランティア養成講座：全10回
- (4) ガイドヘルプボランティア養成講座：全2回
- (5) 傾聴ボランティア養成講座：全4回
- (6) 防災（災害）ボランティア養成研修会：全1回
- (7) ボランティア入門講座：全1回

課題及び施策の方向

今後も人材の育成のために受講参加者増員周知を図るとともに、修了者がボランティアサークルに参加し活動するための支援が必要となりますので、ボランティアセンター機能をさらに充実させることが必要です。

ボランティア活動が初めての人も取り組みやすいよう、各種ボランティア養成講座を開講し、ボランティアの養成を図るとともに、ボランティアサークルの活動支援も行っていきます。

VII - 3. ボランティアの活動推進

3.1 ボランティアセンター

現 状

ボランティア活動に対する市民の理解と参加を推進するとともに、在宅福祉サービス活動を中心とする地域福祉の確立を目的として設置されています。

主な取組みとして、ボランティア相談、登録、学校・施設などからのボランティア派遣相談、ボランティア養成講座の開講、ボランティア活動機材などの貸出しを行っています。

課題及び施策の方向

ボランティア活動に男女の差がある状況です。

地域福祉の担い手であるボランティアの研修・育成の場として利用されており、今後は、「地域福祉とボランティア活動」を理解する方の参加を推進すべく啓発していきます。

また、必要とされるボランティアについて、行政・学校・福祉施設・企業などと情報交換しながら、若年層や団塊世代などで関心のある方の育成にあたるため、ボランティア養成講座の企画・充実を図っていきます。

3.2 ボランティア団体への活動支援

現 状

ボランティアサークルの育成と地域福祉事業の振興を図ることを目的として、活動助成金を交付しています。

課題及び施策の方向

社会福祉協議会の福祉団体などに対する助成金交付要項に基づき、ボランティア連絡協議会加盟サークルに対して1サークル2.5万円を上限として助成金を交付し、ボランティア団体の活動の活性化を図ります。

さらに平成24年度以降茨城県ボランティア基金による助成事業実施に伴ない、これらを活用しボランティア活動を支援・推進していきます。

3.3 石岡市ボランティア連絡協議会

現 状

私たちの住んでいる地域を少しでも明るく住みよくするため、それぞれのサークル又は個人の活動を尊重しながら会員相互の研修・交流・親睦を深めることを目的として、昭和58年2月から社会福祉協議会登録のボランティアサークルにより組織化されています。

社会福祉協議会の各種事業への参加・協力により地域福祉を推進しています。

課題及び施策の方向

ボランティア連絡協議会の加盟団体の高齢化による会員の減少が進む中、福祉のまちづくりを目指して、社会福祉協議会とも連携した活動に取り組みながらボランティア養成講座の開講を推進し、ボランティア連絡協議会への加入促進を図っていきます。

VII - 4. 人的資源の活性化と協働活動

4.1 市民ボランティア活動の強化

現 状

21世紀型の豊かな社会をめざすには、石岡市としては思い切った市民の人的資源の積極的活用を推進する必要があります。

基本的には市民すべての参加を目指しますが、時間の制約や生活環境の問題があり参加できない方もいますので、そのようなハードル（制約）を可能な限り低くすることが必要と考えます。

課題及び施策の方向

地域福祉を推進するため、当面は広報誌によるボランティアへの参加の呼びかけや、ボランティアまつりなど福祉活動啓発の取組みとなります。

そのほかにもボランティアセンター機能の充実やボランティア意識の向上のための専門的な講習会やボランティア実践者研修会などの実施による環境整備なども考え、今後具体的な実施について検討していきます。

また、市内の小中学生についてもボランティア活動に積極的に関わる体制の推進について、教育委員会、社会福祉協議会などと連携を図り、検討していきます。

4.2 協働活動の推進

現 状

障がい者の生活を「より豊かに」、「より安心できる」ものとして支援する体制は、市民の自主的な活動の機能を損なうことなく、また、福祉サービスを行う関係機関・団体がその専門性を充分発揮できるように、それぞれの役割や持ち味を効果的に活かせるような連携が必要となります。

課題及び施策の方向

(1) 福祉ボランティア・NPOなど地域住民の相互援助活動の促進

ボランティアやNPOなど地域住民による活動は、障がい者や高齢者が地域での生活や社会参加を支援するうえでの重要な役割を担っています。

アンケートによってもボランティアに対する市民の関心は高まりつつあるのがわかりますが、実際にボランティア活動に参加した経験のある人は多いとはいえません。

今後、地域におけるボランティア活動の支援、ボランティアネットワークの整備に対する支援などを通じて、相互援助活動の促進を検討していきます。

(2) 社会福祉法人、民間事業者・団体などへの支援

障がい者は幅広い年齢層で構成され、それぞれが抱えている本来のニーズは年代や障がい種別、生活環境によって多様に変化していきます。

そのため、障がい者一人一人のニーズに効果的に対応することができるような柔軟なサービスを提供するためには、保健、福祉、医療をはじめ関係分野間の連携を確立することももちろん、社会福祉法人などの民間団体との連携を強化し、体制の整備を整えていくことが必要になります。

石岡市では、関係機関の連携を強化するとともにそれぞれの連絡会議などとも調整を図り、石岡市独自のネットワークづくりを目指していきます。

障がい福祉計画にかかる目標数値及びサービス見込み量

■福祉施設入所者の地域生活移行の目標

項目	数値目標	備考
計画当初時点の入所者数 (A)	111人	平成17年10月時点
計画目標年度の入所者数 (B)	99人	平成26年度末時点
入所者数の削減目標 (C)	12人 (10.8%)	A-Bの人数。既存入所者の減と、新規入所者の増の差し引き。 (国の目標割合は10%以上)
計画期間内に入所から地域生活に移行する人数の目標 (D)	34人 (30.6%)	計画当初の施設入所者のうち、グループホーム、ケアホーム、一般住居などへ移行する人数。 (国の目標割合は30%以上)

今後の方針

国の目標割合に基づき、数値目標としました。

■入院中の精神障がい者の地域生活移行の目標

項目	数値目標	備考
計画当初時点の入院者数 (A)	31人	県調査による
計画期間内に入院から地域生活に移行する人数の目標 (B)	31人	平成24～26年度の延べ人数

今後の方針

県調査による数値に基づき、平成24～26年度の期間内に入院から地域に移行が見込まれる人数を目標値としました。

■福祉施設から一般就労への移行の目標

項目	数値目標	備考
計画当初時の年間の一般就労移行者数	5人	平成17年度に福祉施設から一般就労に移行した人の数
目標年度の年間一般就労移行者数	8人	平成26年度に福祉施設から一般就労に移行した人の数

今後の方針

福祉施設から一般就労への移行については、平成17年度において福祉施設を退所した方の人数が5人であるため、今後は、より地域への移行を推進していくことから8人と設定しました。

■自立支援給付のサービス見込み量

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成28年度
居宅介護	298時間/月	298時間/月	298時間/月	298時間/月
重度訪問介護				
行動援護				
重度障害者等包括支援				

今後の方針

実利用時間数については、年度により若干の増減が見られますが、この提供水準で安定すると見込まれます。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成28年度
同行援護	2人日/月	3人日/月	4人日/月	5人日/月

今後の方針

平成23年10月の障害者自立支援法改正により開始されたサービスで、現在サービス提供事業所が少ない状況です。サービス提供基盤の整備が進むとともに、制度の周知を進めることにより、増加を見込んでいます。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成28年度
生活介護	2,780人日/月	2,780人日/月	2,780人日/月	2,780人日/月

今後の方針

従来の障がい者施設が、平成23年度までは障害者自立支援法適用への移行期間であったため、利用者は増加傾向がみられましたが、平成24年度以降は安定すると見込んでいます。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成28年度
機能訓練	23人日/月	23人日/月	23人日/月	46人日/月
生活訓練	479人日/月	423人日/月	423人日/月	423人日/月

今後の方針

サービス利用の推進を図り、機能訓練については、平成28年度までに46人日/月を見込みました。生活訓練については、訓練期間が平成24年度で終了する利用者が多いため、平成25年度から423人日/月を見込みました。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成28年度
就労移行支援	428人日/月	390人日/月	372人日/月	335人日/月
就労継続支援（A型）	59人日/月	59人日/月	59人日/月	59人日/月
就労継続支援（B型）	714人日/月	787人日/月	860人日/月	952人日/月

今後の方針

利用者の適正に応じた支援が行えるサービスとして、また、職場定着化が図れるサービスとなるよう利用の推進を図ります。就労継続支援（A型）については、新規の利用が少ないため、現状維持としましたが、就労継続支援（B型）については、利用者が増加しており、平成24年度以降も増加する見込みとしました。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成28年度
療養介護	5人/月	5人/月	5人/月	5人/月

今後の方針

平成24年4月から児童福祉法一部改正により5人の方が療養介護を利用する見込みとしました。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成28年度
放課後デイサービス	35人日/月	42人日/月	42人日/月	49人日/月

今後の方針

平成24年4月から障害者自立支援法の一部改正により、児童デイサービスからの移行が想定されており、それにともない増加する見込みとしました。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成28年度
短期入所	130人日/月	150人日/月	170人日/月	200人日/月

今後の方針

利用希望者が多くあるため、今後増加する見込みとしました。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成28年度
グループホーム・ケアホーム	44人日/月	50人日/月	57人日/月	59人日/月
施設入所支援	112人日/月	106人日/月	99人日/月	97人日/月

今後の方針

地域移行を推進するため、グループホーム・ケアホームの増加を見込み、その影響から、施設入所支援サービス利用者は、減少する見込みとしました。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成28年度
計画相談支援	200人	250人	298人	298人
地域移行支援	10人	10人	20人	20人
地域定着支援	2人	2人	5人	5人

今後の方針

計画相談支援につきましては、平成24年4月からの障害者自立支援法の改正により、サービス利用計画策定から支給決定までの過程の中で組み込まれることに変更されるため、大幅な増加を見込みました。

※延時間/月、延人日/月の項目は、12倍したものが年間の事業量と換算されます。

※実人/月は月当たりの平均利用人数であり、そのまま年当たりや1日当たりの平均利用人数に読みかえることができます。

■地域生活支援のサービス見込み量（年間）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成28年度
1. 相談支援事業				
①相談支援事業				
ア障害者相談支援事業	2か所	2か所	2か所	2か所
イ地域自立支援協議会	1か所	1か所	1か所	1か所
②市町村相談支援機能強化事業	2か所	2か所	2か所	2か所
③成年後見制度利用支援事業	1人	1人	1人	1人

今後の方針

障害者相談支援事業につきましては、相談支援体制の充実に向けて引き続き2か所の事業所で取り組むほか、地域自立支援協議会の強化を図ります。併せて、市町村相談支援機能強化事業及び成年後見制度利用支援事業を実施していきます。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成28年度
2. コミュニケーション支援事業				
①手話通訳者設置事業	2か所	2か所	2か所	2か所
②手話通訳者・要約筆記者派遣事業	12人	13人	14人	16人

今後の方針

手話通訳者設置事業については、現在の2か所を引き続き設置することを見込みました。手話通訳者・要約筆記者派遣事業については、利用の拡大が見込まれ、毎年1人ずつの増加を見込みました。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成28年度
3. 日常生活用具給付等事業				
①介護・訓練支援用具	4件	5件	6件	8件
②自立生活支援用具	8件	10件	12件	16件
③在宅療養等支援用具	12件	13件	15件	18件
④情報・意思疎通支援用具	20件	23件	26件	32件
⑤排泄管理支援用具	473件	476件	479件	485件
⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	3件	4件	5件	7件

今後の方針

在宅生活を支える日常生活用具の給付につきましては、毎年増加していくことを想定した数値を見込みました。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成28年度
4. 移動支援事業	12人	13人	14人	16人

今後の方針

利用の拡大が見込まれ、毎年1人ずつの増加を見込みました。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成28年度
5. 地域活動支援センター				
①地域活動支援センターⅠ型	1か所	1か所	1か所	1か所
②地域活動支援センターⅡ型	1か所	1か所	1か所	1か所
③地域活動支援センターⅢ型	3か所	3か所	3か所	3か所

今後の方針

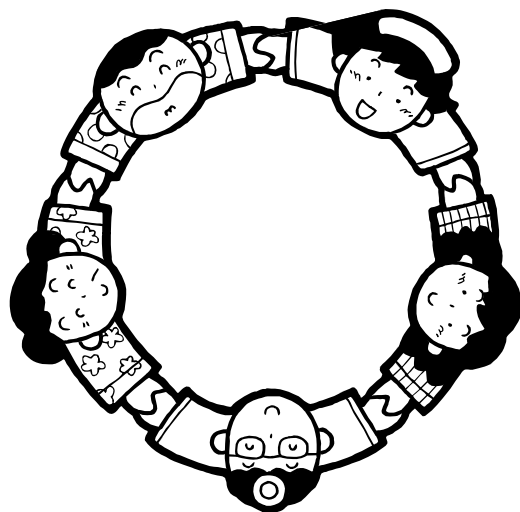
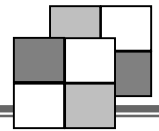
社会との交流の促進を目的とした地域活動支援センターの運営により、創作的活動や生産活動を行い便宜を提供していきます。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成28年度
6. 上記の他実施する事業				
日中一時支援事業	65人	70人	75人	85人
訪問入浴サービス	2人	2人	2人	2人
自動車運転免許取得・改造費助成	1件	1件	1件	1件
更生訓練費・施設入所者就職支度金給付	3人	3人	3人	3人
手話奉仕員養成研修事業	1回	1回	1回	1回
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	1回	1回	1回	1回

今後の方針

家族支援の日中一時支援事業については、利用の増加が見込まれます。その他の事業とも実績に基づいた数値を見込み、引き続き実施していきます。

VIII 資料編



VIII 資料編

1. 計画策定の経緯

開催日など	会議名など	内容
平成23年10月25日	第1回ワーキングチーム会議	策定方針(案)について スケジュールについて アンケート(案)について
11月 1日	第1回策定委員会	策定方針(案)について スケジュールについて アンケート(案)について
11月 9日 ～22日	アンケート調査の実施	福祉サービスの利用意向や実態, 意見・要望などについて 配布2,924 回収1,512(51.71%)
12月	ヒアリング調査の実施	障がい者福祉などについて 37団体
12月21日	第2回ワーキングチーム会議	アンケート調査結果速報について 障害者基本法などの改正について 計画(案)について
12月27日	第2回策定委員会	アンケート調査結果速報について 障害者基本法などの改正について 計画(案)について
平成24年 1月27日	第3回ワーキングチーム会議	アンケート調査報告書について ヒアリング結果について 計画(案)について
1月31日	石岡市地域自立支援協議会	計画(案)について
2月13日	第3回策定委員会	アンケート調査報告書について ヒアリング結果について 計画(案)について

2. 石岡市障害者基本計画及び障害福祉計画策定委員会要綱

(平成23年10月5日石岡市告示第317号)

(設置)

第1条 この告示は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条の規定に基づく石岡市障害者基本計画（以下「基本計画」という。）及び障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第88条の規定に基づく石岡市障害福祉計画（以下「福祉計画」という。）を策定するため、石岡市障害者基本計画及び障害福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議するものとする。

- (1) 基本計画及び福祉計画の立案に関すること。
- (2) 基本計画及び福祉計画の策定に関する調査及び連絡調整に関すること。
- (3) その他基本計画及び福祉計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係機関及び団体関係者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条の事務が終了した日までとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は必要に応じ、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(ワーキングチーム)

第7条 委員会の所掌事項を調査、研究等するため、委員会にワーキングチームを置くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

3. 石岡市障害者基本計画及び障害福祉計画策定委員会名簿

区 分	所 属	氏 名	役 職	備 考
学識経験者	筑波大学	前川 久男	教授	委員長
医療機関	社団法人 石岡市医師会 《石岡市医師会病院》	阿久津 美帆	医療ソーシャルワーカー	
医療機関	医療法人 滝田会 《丸山荘病院》	岡野 裕之	精神保健福祉士	
団体	石岡市民生委員児童委員協議会連合会 (石岡地区)	平井 純子	会長	
団体	石岡市民生委員児童委員協議会連合会 (八郷地区)	市塚 義則	八郷地区民生委員児童委員協議会会長	
団体	社団法人 茨城県建築士会石岡支部	和田 邦裕	副支部長	
団体	石岡市ボランティア連絡協議会	井坂 日出代	会長	
団体	石岡市身体障害者福祉協議会	清水 晴美	会長	
団体	石岡市中心身障害児者父母の会	岩橋 ふみ	会長	
団体	地域活動支援センター けやきの家	岡田 三枝子	施設長	
団体	石岡市手をつなぐ育成会 野ばらの会	嶋田 みち子	会長	
福祉施設	社会福祉法人 陽山会 《大雅荘》	安田 貴広	サービス管理責任者	
福祉施設	社会福祉法人 白銀会 《しろがね苑》	長谷川 浅美	施設長	副委員長
福祉施設	社会福祉法人 常陸青山会 《光風荘》	蛭沢 保朋	課長	
関係機関	茨城県土浦保健所	深沢 伸子	保健指導課長	
関係機関	石岡公共職業安定所	今野 義勝	上席職業指導官	
関係機関	石岡市社会福祉協議会	関 正雄	事務局長	

○任期：平成23年11月1日～計画策定まで

4. 用語解説(50音順)

<あ行>

インクルージョン

障がいのある方が社会の中で当然に存在し、障がいの有無にかかわらず誰もが排除、分離、隔離されずに共にいきいていく社会こそが自然な姿であり、誰にとっても生きやすい社会であるとの考え方を基本として、障がいのある児童と健常児が区別なく、ともに学ぶ機会を作っていくこと。

<か行>

高次脳機能障害

交通事故による頭部外傷や脳血管疾患などにより、脳に損傷を受けると、運動機能や感覚機能だけでなく、言語、思考、記憶、行為、学習、注意など高次の精神機能の低下や喪失が生じる障がい。

交通バリアフリー法

「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(平成12年施行)。障がいのある方も高齢者も、誰もが自由に参加できるような社会を実現するために、公共交通機関のバリアフリー化を進めることを定めている。

<さ行>

災害時要援護者台帳

災害緊急時において、避難するに当たり支援を必要とする障がいのある方や高齢者などの情報を取りまとめた台帳のこと。この台帳を基に、民生委員児童委員が障がいのある方や高齢者などの安否確認を行う。

ジョブコーチ

障がいのある方が就労し、継続して働いていくために、職場において支援・指導を行う職場適応援助者。事業主などに対しても障がいのある方についての必要な情報を与える。

身体障害者手帳

身体障害者福祉法に基づき、障がいの種類や程度により交付される手帳。障がいの等級は1級から6級までである。障がいの種類は視覚障がい、聴覚・平衡機能障がい、音声・言語・そしゃく機能障がい、肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・免疫・肝臓機能障がいがある。障がいのある方を対象にしたサービスや制度を利用する際にはこの手帳を必要とする場合がある。

生活習慣病

がん、脳血管疾患、心臓病、糖尿病、高血圧、高脂血症など、普段の生活習慣(食生活、運動など)が原因で起こると考えられる病気群の総称。これらの病気は中高年での発症が多かったことから「成人病」と呼ばれていたが、近年では発症の年齢が低下してきたこともあり、「生活習慣病」という名称が多く使われるようになった。

精神障害者保健福祉手帳

精神保健福祉法に基づき交付される手帳。障がいの等級は1級から3級までである。障がいのある方を対象にしたサービスや制度を利用する際にはこの手帳を必要とする場合がある。

成年後見制度

知的障がいや精神障がいのある方など判断能力が不十分とされる人々を対象に、契約を結ぶ時の支援や財産の管理など、権利を保護する援助者（成年後見人）を選ぶことで、法律的に支援する制度。本人の判断能力に応じて、「後見」「補佐」「補助」の3つの種類がある。

小児慢性特定疾患

赤ちゃん・子どもの慢性的な病気のうち、治療に相当期間を要し、医療費の負担も高額となるもので、医療費の公費負担がある。11疾患群、514疾患が対象になっている。

<た行>

地域活動支援センター

創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流などを行う施設。

特別支援学級

障がいのある幼児、児童、生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。平成19年4月から、「特別支援教育」が学校基本法に位置付けられ、すべての学校において、障がいのある幼児、児童、生徒の支援を充実していくこととなっている。

特別支援学校

旧「盲・ろう・養護学校」のことで、平成19年度の特別支援教育の本格実施に伴い、一般的に「特別支援学校」と称されている。障がいのある方が、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けることや、学習上又は生活上の困難を克服し自立が図られることを目的とした学校。

<な行>

難病

医学的に明確に定義されている用語ではないが、治療が難しく、慢性の経過をたどる可能性があり、経済的な負担だけでなく介護などに著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病のことを「難病」という。

現在、難病に指定されている疾患は、国の難治性疾患克服研究事業（特定疾患調査研究分野）の対象である130疾患であるが、そのうち56疾患が特定疾患治療研究事業対象疾患として、医療費の助成対象になる。

ノーマライゼーション

障がいのある方や高齢者など社会的に不利を受けやすい方々が、社会の中で他の方々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。

<は行>

ハートビル法

「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（平成6年施行）。病院や劇場など、不特定多数の人が利用する特定建築物を構築しようとするものに対して、その出入口、廊下、階段などについて、高齢者、身体障がい者などが円滑に利用できるようにするための努力義務を課している。

発達障がい

発達障害者支援法における発達障がいとは「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義している。

発達障がいは、法で定義される個々の障がいが重複して表れるケースのほか、知的障がいを含むケースもあり、それぞれに応じた対応が必要となる。

バリアフリー

障がいのある方や高齢者などが社会参加する際、障壁となる物理的なバリア(障壁)や社会的・制度的なバリアを解消するための取り組みをいう。

また、バリアが解消された状態のことをいう。

ピア相談員

小児慢性特定疾患などの家族の立場で相談者の心身両面の大変さ、つらさなどについて、身近な相談相手となる者。

<ま行>

民生委員児童委員

民生委員は民生委員法に基づき市町村に配置される民間の奉仕員。住民の生活状態を把握し、自立した生活に向けて援助を必要とする方に助言や支援を行う。

児童委員は児童福祉法に基づき市町村に配置される民間の奉仕員。厚生労働大臣の委嘱を受ける。民生委員が児童委員を兼務する。

福祉関係者と連携し住民の福祉の増進を図るための活動を行う。

<ら行>

療育手帳

知的に障がいのある方が福祉サービスを利用する時に必要な手帳。障がいの程度により、㊤(最重度)、A(重度)、B(中度)、C(軽度)の4段階に分かれている。

レスパイト

介護から離れられずにいる家族を、一時的に、一定の期間、障がいのある方の介護から解放することによって、日ごろの心身の疲れを回復させ、ほっと一息つけるように援助すること。

<や行>

ユニバーサルデザイン

特定の年齢・性別・心身状態の方を対象とするのではなく、様々な違いを超えて考慮し、計画・設計することや、そのような状態にしたもの。

**第2期石岡市障がい者基本計画
及び第3期石岡市障がい福祉計画**

平成24年3月発行

発行 石岡市役所

保健福祉部 社会福祉課

〒315 - 8640

茨城県石岡市石岡一丁目1番地1

TEL 0299-23-1111

FAX 0299-27-5835
